

生活保護費の国庫負担金過大請求  
に関する調査特別委員会

調 査 報 告 書

令和8年3月11日

生活保護費の国庫負担金過大請求  
に関する調査特別委員会

# 目 次

## 第 1 調査に至る経緯

1	生活保護費の国庫負担金過大請求の発覚	1
2	文教厚生委員会における答弁の食い違い	1
3	調査特別委員会の設置	1
4	ケース記録虚偽記載問題の調査事項追加	1

## 第 2 調査特別委員会の概要

1	調査事項	3
2	調査権限	3
3	調査期間	3

## 第 3 調査事項 1 の調査結果

1	過大請求問題の概要	4
2	生活保護制度等について	4
3	過大請求問題に関する健康福祉部の説明	8
4	認定した事実	9
5	情報共有の不足との原因分析について	19
6	職員の制度の認識不足との原因分析について	23
7	本市のこれまでの方法と国が示す本来の方法とで国庫負担対象事業費が一致するか否かについて	26
8	債権管理体制の整備が不十分であること	30
9	過大請求問題はシステムが主たる原因ではないこと	31
10	過大請求が始まった時期について	31
11	本市の損害について	31
12	結語	32

## 第 4 調査事項 2 の調査結果

1	ケース記録虚偽記載問題の概要	33
2	生活福祉第二課における調査について	33
3	当委員会における調査の結果	34
4	その他の不適切なケース記録の作成方法について	40
5	特定の元受給者への対応に関する問題について	41

6	結語	4 3
---	----	-----

## 第5 提言

1	調査事項1について	4 4
2	調査事項2について	4 4

## 第6 虚偽の陳述

1	遠藤市長	4 6
2	都築政務監	4 7

## 第7 告発

### 《資料編》

#### 第1 委員会等の開会状況

#### 第2 証人の出頭等

#### 第3 記録及び資料の提出

#### 第4 証人の供述（証言）内容

1	遠藤市長	5 6
2	都築政務監	5 7
3	青木健康福祉部長	5 8
4	庄野生活福祉第一課長	5 9
5	森本生活福祉第二課長	6 1
6	管理係長	6 3
7	氏（元健康福祉部長、元生活福祉第一課長）	6 4
8	職員（元管理係長）	6 5

## 第5 証言拒否等の状況

1	記録の提出拒否の状況	67
2	証人の出頭拒否の状況	67
3	証人の証言拒否の状況	67
4	証人からの職務上の秘密に属するものである旨の申立ての状況	67
5	虚偽の証言、自白の状況	67
6	宣誓拒否の状況	67

## 第6 調査経費

1	委託先	68
2	委託業務の内容	68
3	委託期間	68
4	委託料	68

## 第7 その他

1	委員会名簿及び運営方針	69
2	調査特別委員会の設置決議（令和7年3月31日議決）	71
3	調査経費の決議（令和7年6月25日議決）	72
4	調査事項の追加の決議（令和7年7月24日議決）	73
5	関連する法令等の条文	74
6	添付資料	78

## 第1 調査に至る経緯

### 1 生活保護費の国庫負担金過大請求の発覚

令和7年2月15日、地元紙によって、本市が生活保護費国庫負担金を国に対して過大請求（以下単に「過大請求」という。）していたとの記事が報じられた。当該記事において、本市は、国に請求する国庫負担金額から差し引くべき返納金の存在を意図的に隠蔽し、国庫負担金を不正に請求していた疑惑があると指摘された。この報道を皮切りに、過大請求問題は、複数のメディアで取り上げられることとなり、市民に広く知れ渡ることとなった。

市議会は、これらの報道に端を発して過大請求の事実を認知するに至り、真相の解明と適切な対応へ向けた検討を行うこととした。

### 2 文教厚生委員会における答弁の食い違い

過大請求の問題については、まず、文教厚生委員会において取り上げられることとなった。

令和7年3月13日の文教厚生委員会において、健康福祉部は、システムの問題により適切な調定が行えないことが過大請求の原因であり、国への返還額が約5185万円に上る旨を報告した。一方で、森本生活福祉第二課長は、過大請求の原因は生活福祉第一課管理係が事務処理を怠ったことにあり、過去の管理職はこの問題を認識しておきながら隠蔽したなどと指摘し、健康福祉部の職員間で食い違う答弁がなされた。

そして、同年3月17日、同委員会において、本問題について改めて報告を受けたが、依然として食い違う答弁が繰り返された。

### 3 調査特別委員会の設置

これらの答弁の食い違いから、過大請求に関する健康福祉部の報告が真実であるといえるのかにつき疑念がもたれる結果となり、真相究明を求める声が多く寄せられたことから、事案解明へ向けて調査を実施すべく、令和7年3月31日、本会議において、調査事項を「過去にわたる生活保護費の国庫負担金過大請求に至る経緯に関する事項」とする生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会（以下「当委員会」という。）の設置が議決されるに至った。

### 4 ケース記録虚偽記載問題の調査事項追加

また、令和7年8月21日の当委員会における証人尋問の中で、証人より、都築政務監が令和5年度に再任用職員として生活保護のケースワーカー業務に従事していた際に、自身が訪問していない受給者宅を訪問したかのような虚偽の事実をケース記録に記載した旨の証言があり、生活保護に係るケースワーク業務においても問題となる事務処理が行われている可能性が指摘された。

## 第1 調査に至る経緯

以上のことから、令和7年9月24日に、「都築政務監が再任用職員として作成したケース記録に関する事項」を調査事項に加えることとした。

## 第2 調査特別委員会の概要

### 1 調査事項

- 1 過去にわたる生活保護費の国庫負担金過大請求に至る経緯に関する事項
- 2 都築政務監が再任用職員として作成したケース記録に関する事項

### 2 調査権限

本議会は、上記1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を当委員会に委任する。

### 3 調査期間

当委員会は、上記1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## 第3 調査事項1の調査結果

### 1 過大請求問題の概要

本市の生活保護業務において、受給者等からの返納金が適切に処理されておらず、本来差し引くべき金額につき国に対する報告がなされていないことから、過去、生活保護費国庫負担金を過大請求していたことが発覚した。

そこで、当委員会は、過大請求の事実、このような事務処理がいかなる経緯でなされたものなのか、その原因は何か、同問題に対して職員はどのような対応をとってきたのか、どのようにすれば問題の解決を図ることができるか等について調査を実施した。

なお、特に断りのない限り、職員の補職については令和7年度のものに記載している。

### 2 生活保護制度等について

まず、本調査に係る限度において、生活保護制度について整理する。

#### (1) 制度の概要

生活保護とは、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活に困窮する保護世帯に対し保護費を支給し、最低限度の生活維持に不足する生活費を保護費として補填するものであり、生活保護法に基づき、本市も同事務を行っている。そして、就労等により、受給者の収入が増加した場合、被保護者は、その旨を地方公共団体に届け出る必要があり、届出に基づいて保護費の額が減額変更されることとなっている。

#### (2) 返還金等

受給者から収入の変動に関する届出が適切になされなかった場合や保護基準の変更に伴う支給額の変更に遺漏が生じた場合等に保護費が過払いとなることがある。過払いの事実が発覚した場合、地方公共団体は、過払いを受けた受給者に対してその返還を求める必要がある。

返還金等には大きく分けて以下のような種類のものがある。

#### ア 63条返還金

急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合等に、地方公共団体の返還決定に基づき返還しなければならないもの。生活保護法第63条に基づく返還金である。

#### イ 78条徴収金

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等に、地方公共団体の徴収決定に基づき支払わなければならないもの。生活保護法第78条に基づく徴収金である。

## ウ 返納金（誤払等保護費）

ア、イの他に、誤払い又は過渡しとなった保護費についても、本来は支払われるべきではない保護費であり、地方公共団体はその返還を受ける必要がある。そして、返納金（誤払等保護費。以下省略。）は以下のようなケースにおいて発生する。

### ① 保護継続ケース

一例をあげると、被保護者が1か月以上の入院をすることになった場合等に保護基準の変更により保護費が減額されるが（通常的生活費が不要となるため）、支給額の変更がなされないまま従来で支給され続けたことによって過渡しが発生することがある。

このケースの場合、過渡し後も保護が継続しているため、後の保護費を一定期間にわたって減額することによって返納金を分割して回収することができる。

### ② 保護廃止ケース

被保護者が市内からの転出や死亡等により本市における生活保護受給者の資格を失った後に保護費が支給されたことにより過渡しが発生するケースである。

このケースの場合、過渡し以前に本市における保護が廃止されているため、後の期間の保護費を減額することにより返納金を回収することはできず、支給を受けた対象者又は相続人から返還を受ける必要がある。

## (3) 地方自治法等の財務に関する規律

返還金等を地方公共団体が受け入れる場合、地方自治法等の法令における財務に関する規律に従う必要がある。ここでは、本調査に必要な限りにおいて、地方公共団体の財務に関する規律につき整理する。

### ア 歳出

地方公共団体が予算に基づいて行う支出を歳出といい、歳出額として決算に計上される。

### イ 歳入

予算に基づいて行う収入を歳入といい、歳入額として決算に計上される。

そして、地方公共団体が歳入の根拠となる債権を有することとなった場合等には、帰属する年度、予算科目、金額、納入義務者等の情報を特定したうえで調定という内部的意思決定を行う必要があり、その上で納入義務者に対して納入の通知を行わなければならない（地方自治法第2

31条、同法施行令第154条、会計規則第19条)。

#### ウ 歳出戻入

また、収入であっても、一度、歳出したものの返還を受ける場合は、原則、既に計上された歳出額を減額することとされており、これを歳出戻入という(地方自治法施行令第159条)。ただし、予算単年度主義の観点から、歳出したものの返還を、歳出した年度の出納閉鎖期日(翌年の5月末日)以後に受けて収入する場合は、歳出した年度の歳出額を減額するのではなく、その翌年度の歳入額として計上すべきものとされている(地方自治法施行令第160条)。そして、この戻入未済のまま出納閉鎖を迎えた金額(「戻入未済額」という。)は、翌年度の歳入として調定する必要がある。なお、本市においては、会計規則第21条により、過年度の過誤払に係る返納金の調定については出納閉鎖日の翌日又は過誤払が判明した日をもって調定することとしている。

#### エ 履行延期の特約

地方公共団体が有する債権のうち、強制徴収が可能ではないものについては、履行延期の特約を行うことにより、分割納付を認めることができる。

ただし、履行延期の特約は、納入義務者が無資力又はこれに近い状態にあるときや、不当利得による返還金につき、納入義務者が全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき等の法令の定める場合に限り認められている(地方自治法施行令第171条の6)。

#### オ 債権管理

地方公共団体が有する債権については、督促やその取立てに関して必要な措置をとらなければならないこととされている(地方自治法第240条第2項)。

また、裁判例(最判平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁)では、地方自治法第240条等の定めによれば、地方公共団体は、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは認められないものとされている。

#### カ 消滅時効

債権の消滅時効期間は5年(地方自治法第236条第1項又は民法第166条第1項)であり、地方公共団体の金銭債権については、納入の通知又は初回の督促につき、時効の更新の効力を有するものとされている(地方自治法第236条第6項)。

## キ 不納欠損

地方公共団体が歳入の根拠となる債権を有することから調定を行ったものの、納入義務者から支払を受けられず、時効等により当該債権が消滅するに至った場合等は、それ以後、調定した債権につき歳入されることはないため、会計上、不納欠損として処理することとなる。

### (4) 生活保護費国庫負担金について

生活保護費は概ねその4分の3の額について国庫負担金が支給されることとなっている。後に述べる国の通知によれば、生活保護費国庫負担金額は以下の方式により算定されることとなっている。

$$\boxed{\text{国庫負担金の交付額}} = \text{国庫負担対象事業費} \times \text{国庫負担率 (3/4)}$$

$$\text{国庫負担対象事業費} = \text{保護費の額} - \text{返還金等の調定額} + \text{国が認める不納欠損額}$$

生活保護費国庫負担金は、国庫負担対象事業費の4分の3の額として算定される。そして、国庫負担対象事業費は、実際に支給した保護費の額が基本となるが、本来支給すべきでない保護費を支給する等して過渡しが生じたことにより地方公共団体が受給者に返還を求めべき債権を有する場合、その調定額が控除される。この場合、受給者から過渡額の返還を受けられれば、地方公共団体に損害はないといえるが、返還が受けられない場合、通常の保護費であれば国が負担することとなった4分の3の額の部分も含めて地方公共団体が負担することとなる。

ただし、過渡しの返還が受けられず不納欠損とした場合であっても、後記(6)のとおり国の示す債権管理を行ったうえでの不納欠損については、国庫負担対象事業費の加算項目として認められる。つまり、過渡しとなった保護費に係る国庫負担対象事業費については、一度、返還金等の調定額として減額されるものの、適切な債権管理を行ったうえでの不納欠損であると国に認められた場合は、後の年度で当該額が加算される仕組みとなっている。よって、地方公共団体が受給者から返還金を回収できなかった場合であっても、適切な債権管理を行ったうえで回収不能となり不納欠損したものであれば、過渡しとなった保護費の4分の3の額については、国庫負担金により補填されることとなり、地方公共団体の損害とはならない。

### (5) 令和4年の会計検査院実地検査における指摘

本市が受検対象となった令和4年の生活保護に関する会計検査院実地検査（以下「会計検査」という。）では、多くの地方公共団体について、返還金等に係る戻入未済額についての国に対する報告の遺漏及び国庫負担金の過大請求の事実が指摘され、厚生労働大臣に対し、過大に交付された

国庫負担金の返還を求めるよう是正の処置が要求された。なお、本市は、この会計検査において指摘の対象とはならなかった。

#### (6) 生活保護費国庫負担金の精算に関する厚生労働省の通知

返還金等に関する債権管理及び生活保護費国庫負担金の精算に関するルールについては、厚生労働省通知平成22年10月6日社援保発第1006第1号「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(直近改正：令和6年3月29日。以下「国の通知」という。)において定められている。

同通知には以下のような記載がある。

- ・債権が発生した場合は、原則として債権額の全額を速やかに調定(一括調定)することが基本である。
- ・「履行延期の特約」の処理をせずに債権の全額を調定しないことは、国庫負担金を過大に請求することとなり、国庫への返還対象となるので留意されたい。
- ・返還金等に不納欠損として計上した債権については、適切に納入の指導や時効の更新措置等を行った結果やむを得ない事由により不納欠損の処理が行われたものかなど、適切な処理を経ているか十分に確認する
- ・各自治体の債権管理条例等を踏まえた要綱・マニュアル等を整備するとともに、当該規定等に基づき返還金等の債権の特徴に応じた適時適切な債権管理を行うこと。
- ・債務者が死亡した際には、すみやかに法定相続人及び法定受遺者の存否や居住地等について調査を行うとともに、死亡した債務者の債務内容及び金額等をあらかじめ伝えたい。すみやかに相続の意思を確認すること。
- ・管外への転出が判明した場合は必要に応じて転出先の自治体へ照会し、居住地等を確認したうえで督促や納付指導等を行うこと。
- ・必要な措置を行わないまま時効となり、結果として不納欠損とすることは適切な処理とは認められないことから、このような事例における不納欠損の場合には、国庫負担金精算の対象外となるので留意されたい。

### 3 過大請求問題に関する健康福祉部の説明

令和7年7月9日、当委員会において、庄野生活福祉第一課長は、資料「1生活保護費国庫負担金に係る過大請求について」(以下「説明資料」という。)により過大請求の原因や経過等について説明した。

説明資料の内容は、概ね以下のとおりである。

- ・長年にわたり、本市が行ってきた国庫負担金の請求方法等は、国が示す本来の方法とは異なっていた。

- ・改めて、本来、国が示している国庫負担金の請求方法と、これまで本市が行ってきた事務の違いを示すこととする。
- ・本市では63条返還金や78条徴収金、返納金については廃止ケースのうち死亡分については調定を行っていたものの、これ以外の場合について、翌年度以降も保護費の戻入（減額支給）で対応していたものや、調定を行っていないものがあった。
- ・返納金の継続ケース及び廃止ケースともに、本市のこれまでの方法と国が示す本来の方法とで、結果的に、国庫負担金対象事業費は一致する。このように考えてしまったことが、事務の見直しを先送りしてしまった原因の一つである。
- ・令和7年3月の文教厚生委員会での指摘を受けて、現職含め、福祉事務所長、生活福祉第一課、生活福祉第二課に在職した管理職員16人及び国庫負担金の請求事務を行う生活福祉第一課管理系の係長（以下「管理係長」という。）3人についてヒアリングを行い、職員の認識の確認及び事案の原因究明を行った。
- ・今回の事案が継続した原因は、次の2点である（なお、番号は当委員会が便宜上付したもの）。

- ① 職員の制度の認識不足
- ② 情報共有不足

- ・管理職員の中に、過大請求の認識がない者がいた。
- ・会計検査時以外に、過大請求について、管理職員を含めて課内で情報共有を図る場面が乏しかった。
- ・また、対策の検討を先送りした理由については、次の4点も指摘できる（なお、番号は当委員会が便宜上付したもの）。

- ① 事案の重大性の認識に欠けていたこと
- ② 適正に処理されている63条返還金や78条徴収金と比較して未処理の返納金の額が少額であること
- ③ 現行のやり方でも、いつかは本来の国庫負担金対象事業費と一致すること
- ④ 会計検査等の際に指摘されなかったこと

#### 4 認定した事実

提出のあった記録及び資料並びに証人の証言（以下「証拠」と総称する。）を総合して以下のとおり事実を認定した。

##### (1) 歴代管理係長における過大請求問題の引継ぎ

平成28年度及び平成29年度に管理係長であった■■■■氏は、返納金の

調定ができておらず過大請求となっていること、この問題は上司が対応すべき大きな問題であることを平成30年度及び令和元年度に管理係長であった■■■■氏に引継ぎを行った。また、■■■■氏は、令和2年度及び令和3年度に管理係長であった■■■■氏に対し、この問題について引継ぎを行った。

## (2) 令和元年度県監査における説明

令和元年11月に実施された県による監査の際に、当時管理係長であった■■■■氏の監査員への説明内容が事実と異なると感じた森本生活福祉第二課長は、■■■■氏に説明内容につき質問したところ、■■■■氏は、返納金が全く調定されていないこと、本市が長年にわたり国庫負担金を過大請求していること、歴代の管理係長はこの問題を係で抱え込まずに生活福祉第一課の管理職員に報告していることを聞いた。

## (3) 令和2年1月の森本生活福祉第二課長による遠藤市長への報告

令和2年1月1日、森本生活福祉第二課長は遠藤市長に対して、「生活保護の適正化につき、令和元年の一年間、私が取り組んできた成果と、今後早急に改善を要する重要な問題を、直接お会いしてご報告させていただきたい」「特に重要な問題につきましては課としての問題にとどまらず、徳島市にとって大きな影響を与えかねない問題である」旨をメールで伝え、また、同月13日には、生活保護業務に関する別の重大な案件に関する情報についてもメールで伝えた。また、遠藤市長は、森本生活福祉第二課長に対し、文書により報告するよう伝え、同日、メールで文書の送付先として住所を伝えた。

令和2年1月20日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対して、「令和元年度生活保護適正化の結果報告及び次年度への取り組みについて」と題する文書（以下「令和2年文書」という。）を遠藤市長の自宅に郵送し、過大請求の事実について報告した。令和2年文書には、過大請求問題に関して、「歴代の管理職は会計検査や県監査の場において国庫負担金の過大請求がないように見せるため、虚偽の報告を行っていた」「国や県は、未だにこの事実を認識しておらず、また、このような対応が15年以上前から続けられていたことから、過請求額は推定で少なくとも1億5千万円はあると思われます」などと記載されていた。

当時、遠藤市長は郵送により令和2年文書を受領し、その内容を確認したものの、自身では特段の対応をとらなかった。ただし、当時の副市長に同書を渡した可能性がある。

なお、同日、森本生活福祉第二課長は、別の重大な案件に関する文書についても、遠藤市長の自宅に郵送している。

## (4) 令和4年会計検査における対応

令和4年5月に、前記の会計検査があった。

当時の生活福祉第一課長は■■■■氏であり、管理係長は■■■■氏であった。生活福祉第一課は、令和3年度以前において返納金については全く調定を行っていなかったが、会計検査の受検にあたり、会計検査の対象年度である令和元年及び令和2年の保護廃止分に限り、廃止ケース（死亡分）の返納金のみを調定した。

この時、■■■■管理係長は異動直後であり未だ国庫負担金事務に不慣れであったため、■■■■氏は、当時既に生活福祉第二課に異動していた元管理係長である■■■■氏に国庫負担金に関する受検対応の支援を依頼した。この依頼により当初、■■■■氏は、調定できていない返納金について自身が知り得る範囲で協力することとなっていたが、受検をスムーズに進めるためにとのことで改めて■■■■氏から検査官への説明対応について依頼があり、■■■■氏が、生活福祉第一課の方針に基づいて検査官に説明することとなった。■■■■氏は、検査官への説明に先立ち、■■■■氏に対して、検査官から廃止ケースの処理状況について問われた場合は、適正に処理している旨を説明するが、さらに廃止ケースの死亡分以外のものについて問われた場合は、これらについては処理ができていないことを説明すると伝えた。すると、■■■■氏は、検査官に対しては、まず、廃止ケースのうち調定できる死亡分についてのみ処理状況を説明することとし、死亡分以外のものについては、検査官に尋ねられた場合に本市の現在の処理状況を説明することを生活福祉第一課の方針として決定した。

そのうえで、■■■■氏は、検査官に対し、調定できていない返納金があることや過大請求の事実については説明せず、本市が、廃止ケースのうち死亡分しか調定していないにもかかわらず、返納金については適正に調定をしているとの趣旨の説明をした。なお、■■■■管理係長はこの説明の場に同席していた。そして、継続ケースについては、検査官に対して、将来の保護費から引き続けているため過大請求とはなっていないとの趣旨の説明をした。

その結果、国庫負担金の算定につき、本市に対して会計検査院より指摘はなされなかった。

そして、■■■■氏は、返納金のうち調定されていないものについては、新システムの導入の際に整理を図ることとして、それまでは現在の処理方法を継続することとし、会計検査以後、これらの返納金を調定するよう改めることを部下に指示することはなかった。

#### (5) 係長会議における申し合わせ内容

生活福祉第一課及び第二課の係長職員による会議において、次のような申し合わせがなされている。

令和4年10月12日の会議において、継続ケースについて、全ケースにつき時効完成前の返納額があるかどうかを調査すること、時効が完成した返納金は不納欠損処理とすることが申し合わせられている。また、令和

5年1月25日の会議において、5年を経過した返納金につき返納を求めないことが重要事項として改めて周知されている。

以上を踏まえると、この時点で継続ケースについては、発生から5年を経過した返納金が存在した可能性が高く、その処理が放置されていたものと考えられる。

**(6) 令和7年1月の森本生活福祉第二課長による市長への報告**

令和7年1月27日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長と面会し、「国庫負担金問題と業務体制の再建について」と題する文書（以下「令和7年文書」という。）を手渡し、その内容を説明した。令和7年文書には、過大請求問題に関して、「国庫負担金の問題は、令和5年10月6日付けで会計検査院が厚生労働大臣宛に是正改善要求を行っていることから、これを是正していないことが表に出れば、全国紙の記事になる重大な問題です」「先日、課長補佐や管理係長の協力で国庫負担金の過大請求額を試算したところ、少なく見積もっても、年間1千万円以上、時効になっていない分の累計で6千万円以上との結果を得ました」「不正に国費を受け取っている現状を看過できませんし、今までの不正はしっかり正さなくてはなりません」「徳島市が自主的に問題を国や県に報告し、過大請求している国庫負担金を返納するなどの話をまとめたうえで、マスコミ発表を行うのが得策であると、私は考えております」「徳島市の生活福祉行政の組織体制を解体的に見直し、適正かつ効率的な業務執行が可能な組織を再建する必要があります」などと記載されていた。また、「社会福祉法の定める標準数よりもケースワーカー数が少なくなっている人員不足の問題」がある旨が指摘されていた。

面会の後、同日のうちに、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対し、「先ほどお話しした件で」と断ったうえで、次年度の生活福祉課の人事構想内容及びこの人事構想が実現できなければ債権管理体制の立て直しは実現できない旨を記載したメールを送信した。

**(7) 遠藤市長による都築政務監への指示**

令和7年1月28日、遠藤市長は、松本副市長同席の場で、都築政務監に対し、令和7年文書を示して、過大請求問題につき、対応を指示した。

**(8) 遠藤市長と森本生活福祉第二課長のメールでのやりとり（令和7年2月1日）**

令和7年2月1日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対し、同月15日までに、自身に対応を任せるのかどうか又は代替案の提示について返答を求める内容及び過大請求問題について、自身に任せるのであれば再発防止体制を構築した後に公表する予定である旨を記載したメールを送信した。

**(9) 都築政務監による部下への指示**

令和7年2月4日、都築政務監は、佐藤福祉事務所長、庄野生活福祉第一課長及び森本生活福祉第二課長を自室に呼び、過大請求問題の内容について確認し、金額の算出及び経緯の報告等の対応を指示した。

**(10) 遠藤市長と森本生活福祉第二課長のメールでのやりとり(令和7年2月24日から同年3月12日)**

この間に、遠藤市長と森本生活福祉第二課長の間で次の内容を含むメールのやり取りがなされた。

令和7年2月24日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対し、過大請求問題の対応を都築政務監に任せたことを再考するよう促すメールを送信した。そして翌25日、遠藤市長は、組織のことを考えると、森本生活福祉第二課長の提案を実行できないこと、課長は上司を飛び越えて自由にすることはできないことを伝え、報道機関にリークしたのは森本生活福祉第二課長かどうかを尋ねるメールを返信した。これに対し、森本生活福祉第二課長は、リークしたのは自分ではない旨をメールで返信した。

令和7年3月11日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対し、都築政務監及び■■■■氏の対応には嘘があると指摘し、再度、本件の対応を自身に任せてほしい旨のメールを送信すると、遠藤市長は、全てを明らかにするべきであるとメールで返信した。これに対し、森本生活福祉第二課長は、「承知いたしました。そのようなお気持ちでしたら、すべてを明らかにするお手伝いをさせていただきます。」と返信した。

令和7年3月12日、遠藤市長は、森本生活福祉第二課長に対し、既に明らかになっていることであるから、組織で対応すべきとして単独行動を戒める旨及び意見があれば上司に伝えるべき旨をメールで送信した。

**(11) 令和7年3月13日文教厚生委員会での健康福祉部の答弁**

同日の文教厚生委員会において、庄野生活福祉第一課長からは、概ね次のような説明があった。

- ・過払いとなった保護費のうち戻入未済のものは、翌年度に歳入として調定し国庫負担対象事業費から控除する必要があった。
- ・しかし、本市では、戻入未済額について翌年度も現年度同様の方法で国庫負担対象事業費から控除している。
- ・平成21年度から稼働している現行システムでは調定の一括処理ができないことから、戻入未済額について、翌年度の調定処理ができておらず、国庫負担金が過大請求となっている。
- ・現行システムでは、過去の情報が塗り替えられて保存されない仕様であり、返納金額の把握が困難である。
- ・県の下承を得て、以下の推計額で報告した。

単位：千円

	(1)受給を廃止したケース分（死亡以外）	(2)受給を継続しているケース分	計
対象費用額 （戻入未済額）	22,140	約 47,000	約 69,140
国庫負担金 3 / 4	16,605	約 35,200	約 51,855

また、当時健康福祉部長であった■■■■氏は、概ね次のように答弁した。

- ・全ての数字を正確に算出するシステムになっていないことから、確定数値ではないことを含めて県と協議のうえ、この数字を示している。
- ・令和4年会計検査の際、自身は生活福祉第一課長であったが、できることをしたうえで、できていることとできていないことを含めて、本市のやり方について報告している。
- ・このような方法につき指摘がなかったため、調定ができていないことについては、システム標準化にあわせて対応すればよいと考えていた。改善すべきところはしていくべきであったが不可能であり、困難であると当時はそのように判断し、調定を行うよう改めず、新システムの導入までは当時のやり方を継続することとした。
- ・前記の数値は、一人の職員が3日間で算出したものである。

これに対し、森本生活福祉第二課長は、概ね次のように答弁した。

- ・生活福祉第二課においては日々のケースワーク業務で適切に返納金を把握し、入力しているが、生活福祉第一課管理系の管理が適切でなく、集計や調定ができていない。
- ・歴代の係長は過大請求の状態にあることを認識していながら改善せず放置してきたため今日の状態に至っている。
- ・令和4年会計検査の際、意図的に廃止ケース（死亡分）のみを調定して報告し、あたかも戻入未済額の全額が調定されているかのような誤解を招く説明をしており、隠蔽ととれる対応をとってきた。
- ・この問題については、1期目のころから遠藤市長に相談していた。
- ・また、遠藤市長には、隠蔽に関わっていない職員にこの問題の対応を任せてほしい、都築政務監に任せるのはやめてほしいとお願いしている。

(12) 令和7年3月17日文教厚生委員会における都築政務監の答弁

同日の文教厚生委員会において、都築政務監は、概ね次のように答弁した。

- ・今回の問題の一番の原因はシステムが対応していなかったことである。

- ・確かに、人員が不足していることは否定できない状況である。国の定めた標準数に達していない。
- ・前回の委員会で、私が問題を知っていながら隠蔽したような答弁があったが、私は、市長からオープンにしてやっていくように言われている。

**(13) 遠藤市長と森本生活福祉第二課長のメールでのやりとり（令和7年3月18日以降）**

この間に、遠藤市長と森本生活福祉第二課長の間で次の内容を含むメールのやり取りがなされた。

令和7年3月19日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対し、再度、都築政務監にこの件を任せることを再考するメールを送信すると、翌20日、遠藤市長は、都築政務監には、精査の上、県や国と相談して公表するよう指示をしていること、森本生活福祉第二課長は調査に協力し、市として公表する内容に間違いがあれば指摘してほしいこと、ただし、市として発表する前には情報を出さないでほしいこと、これだけ報道された問題を課長に任せるのは組織的には難しいこと等をメールで伝えた。

そして、令和7年3月21日、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に対し、発表されるまでは動かないようにとの指示には承服できない旨、また、本問題が生活福祉第一課の経理の問題であることから自身は遠ざけられている旨、国費の穴埋めは市費で行うことになるため、まずは公表して謝罪すべきである旨等をメールで伝えた。

令和7年3月22日、遠藤市長は、森本生活福祉第二課長に、「この件は、これまで関わってきた人何十人にも責任がある事ではないですか。何十年も続いてきた事らしいですから。知っていて行動しなかった人、黙認してきた人、みんな同じです。管理職は、誰もが知っていなければ逆におかしい事ではなかったのでしょうか？これは、誰の責任というよりも、組織全体の責任です。事実を調査して、国や県の指導のもと行動していくしかないのではと思っています。」との内容を含むメールを送信した。

**(14) 令和7年7月9日の健康福祉部による過大請求の原因等に関する説明**

同日、健康福祉部は前記3のと通りの説明を行った。

**(15) 過大請求に関する国に対する報告**

本市は、調定がなされていない返納金額について、令和7年3月に、県を通じて国にその概数を報告している。その際、廃止ケース（死亡分）については調定額を、廃止ケース（死亡分以外）については生活福祉第二課の職員が3日間で算出した額を、継続ケースについては、令和4年の会計検査以後、年2回（3月と11月）に実施している各担当分の集計数値を概数として報告した。そして、正確な金額については、令和7年7月10日に、県を通じて国に報告した。

生活福祉第一課の県に対する報告書によると、国に対する返還額等は次のとおりである。

なお、令和元年度から令和4年度の廃止ケース（死亡分）については、例年の事業実績報告にて調定額が報告されており、既に国庫負担金の精算対象となっているため下表の数値には含まれていない。

	対象費用額	返還額 (左欄の3/4)
令和元年度	10,922,378	8,191,784
令和2年度	12,427,136	9,320,352
令和3年度	12,030,965	9,023,224
令和4年度	13,681,190	10,260,893
令和5年度	18,852,777	14,139,583
計	67,914,446	50,935,836

(16) 例年の国庫負担金に係る事業実績報告の内容

令和2年度から令和6年度分の国庫負担金に係る国に対する事業実績報告には次のような記載がある。

まず、令和2年度分報告書及び令和3年度分報告書においては、国庫負担対象事業費から控除すべき返納金の調定額が存在しない旨が報告されている。

一方で、令和4年度分報告書（令和5年6月起案）においては、令和元年度から令和3年度にかけて保護廃止されたケース（死亡分のみ）にかかる返納金の調定額の報告がなされ、令和5年度分報告書においては、令和4年度に保護廃止されたケース（死亡分のみ）にかかる返納金の調定額の報告がなされている。

令和6年度分報告書においては、令和2年度から令和5年度までの返納金につき、廃止年度から返納金発生年度に割り振りを変更し、控除を遺漏していた受給者死亡月の遺留金額を控除する是正を実施したうえで、継続ケース及び廃止ケース（死亡以外も含む）全体の戻入未済額から既に調定済みの額を控除した額につき報告がなされている。

(17) 歴代の生活福祉第一課長の認識及び引継ぎの状況

健康福祉部のヒアリングにおいて、平成28年度当時の管理係長であった■■■■氏は、同年度から平成30年度まで生活福祉第一課長であった坂尾氏に対して過大請求の問題を報告したと述べるが、坂尾氏は同問題について聞いたことがない旨を述べている。また、令和元年度及び令和2年6月まで生活福祉第一課長であった鈴江氏に対しては、その在任当時、生活福祉第一課長補佐であった庄野氏及び生活福祉第二課長補佐であった森本氏が過大請求の問題について報告した旨を証言しているが、鈴江氏は同問

題について聞いたことがない旨を述べている。また、森本生活福祉第二課長は、令和4年度の生活福祉第一課長、令和5年度及び6年度の健康福祉部長であった[ ]氏に対して、少なくとも3度は過大請求の問題について是正するよう伝えた旨を証言しているが、[ ]氏は、そのような話をされた覚えはないと証言する。

以上のとおり、複数の者が歴代の生活福祉第一課長に報告し、是正を進言した旨を述べている状況において、その全員が報告を受けていないものとは考えられない。証拠関係上、個人を特定するには至らないが、少なくとも歴代の生活福祉第一課長のうち一定の者は、部下や他の管理職員から過大請求の問題について報告ないし是正の進言を受けていたと考えられる。

なお、ヒアリング及び証人尋問の対象となった平成28年度以降の福祉事務所長及び生活福祉第一課長のうち、過大請求問題について前任から引継ぎを受けた又は後任に引継ぎをしたと述べた者は一人もいなかった。

#### (10) 過大請求に関する各職員の認識

##### ア [ ]氏の認識

令和4年5月の会計検査の対応準備の過程で、担当者から話を聞いて過大請求について知った。廃止ケース（死亡分以外）については調定されないままであること、廃止ケース（死亡分）についても平成30年度以前に発生したものについては、調定の対象としなかったことを認識していた。

また、令和4年度当時、生活保護業務については、人員及びシステムを含めた業務環境が厳しく、できる範囲で事務を実行するものと考えていた。

##### イ 庄野生活福祉第一課長の認識

令和2年3月頃に、会計検査対応の準備を行っていた際、当時、生活福祉第一課長補佐であった庄野氏は、返納金について本来、調定を行わなければならないが、これができていないこと、システムの都合上、過年度の戻入未済分を現年度の歳出戻入として処理していることを認識した。そして、同氏は、他部署への異動の後、令和6年8月に生活福祉第一課長として同課に再度異動となったところ、遅くとも同年12月頃には、返納金につき適正な処理がなされていないことを思い出したが、システム標準化に向けて是正していくものと考えた。ただし、庄野氏は、システムによる方法以外の方法で返納金の収納が不可能ではないことを認識していた。

##### ウ 森本生活福祉第二課長の認識

森本生活福祉第二課長は、令和元年11月頃、返納金の調定がなされ

ていないことや、本市が長年にわたり過大請求していることを認識した。そして、この問題は市全体に影響を与えうる重大なものであると考え、令和2年1月20日に市長に報告している。そして、同報告の時点において、本市が、県監査や会計検査に対して過大請求がないように見せるための報告を行っており、15年以上前からこのような状態が続いているものと考えていた。

また、令和7年1月27日の市長への報告の際、不正な国庫負担金過大請求の状態を正さなくてはならず、ケースワーカーの人員不足の問題があり、組織体制の見直しが必要であると考えていた。

## エ ■■■ 管理係長の認識

令和4年5月の会計検査の対応準備の過程で、廃止ケース（死亡分以外）については調定されないままであること、廃止ケース（死亡分）についても平成30年度以前に発生したものを調定の対象としなかったことを認識していた。

また、当時、継続ケースについては、将来の保護費から差し引くことによって過大請求とはならないと考えていた。ただし、遅くとも、令和5年1月25日の時点までには、継続ケースにつき、発生から5年を経過した返納金が存在する可能性のあることを認識したか、少なくとも認識しうる状態にあった。

そして、令和5年度又は令和6年度のいずれかの時点で、システム標準化の際には返納金の処理方法について整理しなければならないと認識していた。

## オ ■■■ 氏の認識

■■■氏は、管理係長となった平成30年度に、前任の■■■氏から引き継いだ際に、返納金の調定ができておらず過大請求となっていることを爆弾と表現すべき重大な問題であると認識した。

また、令和4年5月の会計検査の対応準備までの時点において、廃止ケースのうち死亡以外のものについては調定されていないままであることを認識していた。

そして、当時、継続ケースについては、将来の保護費から差し引くことによって過大請求とはならないと考えていた。ただし、遅くとも、令和5年1月25日の時点までに、継続ケースにつき発生から5年を経過したものが存在する可能性のあることを認識したか、少なくとも認識しうる状態にあった。なお、■■■氏は、令和6年3月29日以降遅くとも令和6年度中のいずれかの時点で、国の通知を見て、継続ケースについては、返納金発生年度の翌年度以降に調定を行わなければならないことを認識した。

## カ 都築政務監の認識

都築政務監は、令和7年2月4日に自室に部下職員を呼んで説明を受けるまで、過大請求問題は、63条返還金及び78条徴収金に関するものだと考えていたが、この時、これが返納金に関する問題であることを認識した。

令和7年3月当時、この問題の一番の原因はシステムが対応していないことであると考えており、一方で、生活保護業務につき人員不足であるとも考えていた。

## キ 遠藤市長の認識

遠藤市長は、令和2年文書を受領した時、本市が県監査や会計検査に対して過大請求がないように見せるための報告を行っており15年以上前から過大請求が続いていると考えられる旨の森本生活福祉第二課長の報告の内容を認識した。しかしながら、その後の対応を見ると、その時点においては、問題の重大性を認識していなかった可能性が高い。

## ク その他の者の認識

令和4年度当時生活福祉第一課長補佐であった田村氏は、令和4年4月に会計検査の事前照会に回答した時点において、本市の会計規則上、出納閉鎖日において戻入未済がある場合、その翌日又は過誤が判明した日をもって翌年度の歳入として調定すべきこととされていることを認識していた。

令和元年度当時、生活福祉第二課の係長であった北村氏は、令和元年11月頃に、森本生活福祉第二課長から、■■■■氏の県監査での対応の様子及び返納金の調定がなされていないことや、本市が長年にわたり過大請求していることを聞き、同事実を認識した。

また、平成23年度から平成26年度までの間は保護課長補佐、平成27年度から平成29年度まで生活福祉第二課長であった井原氏は、いずれかの時点で返納金の調定ができていないことを聞いたと述べており、令和4年度から令和6年度までの間生活福祉第二課の係長であった■■■■氏は、同課のケースワーカー職員の中でも、国庫負担金の問題について認識している者がいた旨を述べている。

## 5 情報共有の不足との原因分析について

健康福祉部が説明資料において、主たる原因の一つとして挙げた情報共有の不足について、その妥当性につき、以下のとおり評価した。

### (1) 過大請求問題について情報共有がなされていたこと

まず、生活保護費国庫負担金精算事務を担当する管理係長においては、少なくとも平成28年度以降現在に至るまで、過大請求問題について引継

ぎがなされているし、令和4年5月の会計検査対応準備の際には、当時の生活福祉第一課長も含めて、返納金の調定処理に問題があることが協議され、対応が検討されている。

また、令和元年度の段階で、当時生活福祉第二課長補佐であった森本氏が当時管理係長であった■■■■氏からこの問題について聞き、令和2年1月には問題点を指摘する書面を市長に渡し、対応を求めている。

さらに、令和4年度の係長会議資料から、生活福祉第一課、第二課を通じて、係長級職員は、継続ケースにつき発生から5年以上が経過した返納金の存在又はその存在の可能性があることを認識していたといえ、健康福祉部のヒアリングの結果からは、生活福祉第二課においても、この問題につき認識のある職員がいたものと考えられる。

加えて、複数の職員が、過去に当時の生活福祉第一課長に対して過大請求の問題について報告した旨を述べていることからすれば、■■■■氏及び庄野氏以外の歴代の生活福祉第一課長全員が過大請求の問題につき報告を受けていなかったとは考え難い。

以上のことから、過大請求問題が明るみになる以前から、生活福祉第一課及び第二課において多くの職員が同問題につき認識しており、一定の情報共有がなされていたものと考えられる。そして、令和2年1月には遠藤市長にも同問題について情報が共有されていたといえる。よって、過大請求問題につき対策の検討が先送りされた理由として情報共有の不足を挙げる健康福祉部の見解は妥当ではない。

## (2) 複数の職員が事案の重大性を認識していたこと

健康福祉部は、過大請求を認識していた管理職についても、事案の重大性の認識に欠けていた旨を説明したが、そのような事実は認められない。

元管理係長であった■■■■係長は、過大請求問題につき、爆弾と表現し得る重大な問題であると認識していた。いかなる表現で引継ぎがなされたかは別としても、その前任の管理係長であった■■■■氏も上司が対応すべき問題であるとの認識のもと引継ぎを行っている。また、■■■■氏の後任の管理係長であった■■■■氏も懸案で早期に対応すべきものと認識していた。つまり、直接的に国庫負担金事務に従事した管理係長は、過大請求を重大な問題であると認識していた。

また、森本生活福祉第二課長は、メールにて市全体に影響を与えうる重大なものであることを指摘のうえ、文書により遠藤市長に報告しているところ、遠藤市長より、この問題が複数掲げられた課題の4番目に記載されていることから森本生活福祉第二課長も重大な問題であると認識していなかったのではないかとの趣旨の証言があった。しかし、前記の指摘の上、一課長が市長に報告する文書に重要ではないことを記載することは考え難く、森本生活福祉第二課長がこれを重大な問題であると認識していたものと考えられる。

そして、歴代の生活福祉第一課長の中には、これらの者から過大請求の問題について報告ないし是正の進言を受けた者がいる。

以上のとおり、過大請求の問題は、国庫負担金事務に携わる係長職員や他の管理職員の間で重大な問題として認識が共有されていたのであり、過大請求を認識していた管理職についても、事案の重大性の認識に欠けていたことが事務の見直しが先送りされた要因の一つであるとする健康福祉部の説明は事実に基づくものではなく、妥当でない。

### (3) 重大性の伝達に問題があったとの見解について

また、遠藤市長は、令和8年1月の当委員会の尋問において、「本当にその人に伝わっているかという伝え方をしたのかどうかが問題」「いかにその人に危機意識を持ってもらう伝え方をしたかっていうのが非常に大事」などと証言した。しかし、少なくとも令和2年文書には、過大請求が重大な問題であることが明確に指摘されており、同書を受領し、その内容を確認しておきながらその重大性が認識できなかったとすれば、それは受け手側の認識の問題である。また、市長であれば、部下に指示をして内容を検討させたうえで、必要に応じて対応させることも可能であったのであり、市長として何らかの対応をとるべきであったものと考えられる。

### (4) 問題意識を持った者が行動を起こすべきであったとの見解について

さらに、遠藤市長は、「問題意識を持つてる人がもっと巻き込んで、どうやって解消するかというふうに動かないかんかったのに、それが誰もできていなかったということだと思います」「公益通報の制度っていうのは当然ありますし、発表しようというかね、そう思えば職員は誰でもできるわけですよ」「私も本当不思議ですけども、誰か力を入れて正そうとした人がいなかったのか」と証言した。

しかし、既に述べているとおり、過大請求問題について、上司に報告した職員もいれば、市長に文書で報告した者もいた。本来は、組織を動かす権限を有する管理職員が対応を検討すべきであったのであり、個々の職員の対応に問題解決が先送りされた原因を求めるのは妥当ではない。

また、前記証言については、次に挙げる自身の対応や発言と整合しない。

#### ア 森本生活福祉第二課長による人事提案への対応

森本生活福祉第二課長は、令和2年1月及び令和7年1月の市長への報告の際に自身を含めた人事的提案を行っているところ、これに対し遠藤市長は、自分を含めた人事要望を市長に行うのはあり得ないことだと証言する。この点につき、森本生活福祉第二課長は、市長からの求めに応じて提案したものであると証言するが、十分な裏付けはなく、その真偽の認定には至らなかった。

確かに、一課長が唐突に、直接市長に対して自身を含めた人事要望を

行ったのであれば、一般的にそのようなことは慎むべきものと思われるが、所管部署の管理職員に進言しても対応がなされない状況において、人事体制につき提案することに合理性がないとまでは言えない。また、職務としての位置付けのないまま、問題意識を持った者が行動を起こすべきとの見解は現実的なものではないといえる。

この場合、遠藤市長は、人事的提案を受け入れる必要はなかったものの、問題解決に向けた体制整備を要するとの進言に限っては、真摯に検討すべきであったといえる。

#### イ 森本生活福祉第二課長による問題の公表への対応について

また、遠藤市長は、令和7年2月に過大請求問題が報道された後、都築政務監に同問題の対応を指示し、森本生活福祉第二課長に対しては、個人行動を戒めるよう促した。また、市の公表に先立って情報を公開しないよう求めた。

その上で、遠藤市長は、森本生活福祉第二課長に対し、報道機関にリークしたのかを尋ねたが、森本生活福祉第二課長は、自身はリークをしていないと答えた。遠藤市長は、リークについては取材を受けたことの報告義務があるのみであり、特別罰則はなく、リークしたか否かを聞いてどうするつもりもなかったが一応聞いてみたと言明したが、そのように考えるのであれば、根拠もなく職員を疑ってこのようなことを尋ねるべきではなかった。

このような遠藤市長の対応は、発表しようと思えば誰でもできるとの自身の証言と整合しない。遠藤市長が本当にこのように考えていたのであれば、既に報道された後にこれを制止しようとする必要はなかったものと思われる。

#### (5) 当委員会が考える真の原因

前記のとおり、この問題については、市長並びに管理職員を含めた生活福祉第一課及び第二課の職員の間で一定の情報共有がなされており、是正の機会が多々あったにもかかわらず、令和7年2月に報道されるまでの間、何らの対応もなされなかった。また、歴代の生活福祉第一課長のうち部下や他の管理職からこの問題につき報告ないし是正の進言を受けていた者がいるにもかかわらず、令和4年会計検査の対応にあたった■■■■氏を含め、この問題の是正に向けて対応した者はいない。加えて、歴代の生活福祉第一課長の間で、この問題について適切に引継ぎがなされたものとも認められない。

そして、この問題は過去から連綿と続いてきた懸案であり、個々の職員が行動を起こすことによって解決できるようなものではなかった。

以上を総合して、当委員会は、過大請求問題の対応が先送りされた真の原因は、情報共有の不足ではなく、第一に、管理職員の業務に対する責任

感の欠如ないし事なかれ主義ではなかったかと考える。

## 6 職員の制度の認識不足との原因分析について

健康福祉部が説明資料において主たる原因の一つとして挙げた職員の制度の認識不足について、その妥当性につき、以下のとおり評価した。

### (1) 本市のこれまでの事務には問題があること

本市はこれまで、返納金が発生した年度の翌年度においても歳出戻入として保護費を歳出計上額から控除していたが、本来、翌年度には、調定のうえ、歳入として計上しなければならなかった。この点において、「これまでの方法」は、地方自治法施行令第160条及び地方自治法第231条に反している。また、国の通知にも反している。ただし、国の通知にも記載のあるとおり、翌年度に必ずしも一括調定しなければならないものではなく、履行延期の特約のうえ返納金の発生年度同様に分割納付により回収する場合は分割調定が可能である。

また、令和4年会計検査の際、生活福祉第一課は、平成30年度発生分の返納金につき、調定及び納入の通知を行っていないが、この時、これを実施していれば、時効が更新され、消滅時効が完成しなかったものも存在すると思われる。この点につき、同課は、適切な検討を行うことなく、漫然とこれを放置したものと言わざるを得ず、このような対応は、地方自治法第240条第2項に反する可能性が高いものと考えられる。

### (2) 職員の制度の認識不足があったこと

確かに、管理係長を務めた■■■■氏においても、令和6年3月以降に国の通知を見るまで継続ケースにかかる返納金についても発生翌年度以降も歳出戻入でき調定すべきものではないとの事実誤認があり、一定の制度の認識不足がうかがわれる。ただし、事務手続きにつき一部誤認があったとしても、■■■■氏は平成30年度に前任の管理係長から引継ぎを受けて過大請求の事実については認識しており、前記の事務手続きの誤認をもって、対策が先送りされた原因であるとはいえない。

また、■■■■管理係長については、令和4年の会計検査の際は、制度の理解が伴っておらず、自身が起案した決裁文書について説明を求められた際も、起案当時の記憶がないと証言し、また、管理係長となった後に過去の書類を振り返って勉強したりすることはなかった旨を証言した。同氏の認識については、係長の職にある者の公務に対する姿勢として問題がないとは言えないが、異動直後の職員の制度の認識不足が、対策が先送りされたことの原因ではない。

そして、令和4年度の生活福祉第一課長であった■■■■氏は、令和4年5月の会計検査準備の際、課の方針として、廃止ケースの返納金について平成30年度以前に発生したものは調定の対象とはしなかった。また、同氏

は、当時、廃止ケースのうち死亡以外のものが調定されず放置されていることを認識したうえで、廃止ケースであっても死亡以外のものは、再度保護が適用されることがあり、その場合は保護費から回収して調定ないし歳出戻入することで、複数年で見れば国庫負担金の過大請求とはならないと考えたとの趣旨の証言をした。この考え方は、例外的なケースを前提としたものであり一見して不合理であるが、逆に、このように考えたのであれば、保護廃止となった後、将来にわたって再度保護が適用されることがないケースについては、過渡しとなった保護費分につき国庫負担対象事業費を減額する機会がないことを理解していたともいえ、少なくとも一定の返納金については過大請求となりうることを理解していたといえる。

さらに、■■■■氏は、廃止ケース（死亡分）については、ほぼ返納されることはないと考えたうえで、調定することにより国庫負担対象事業費から控除されると理解していた旨を証言しているところ、令和4年度中に消滅時効の完成を迎える平成30年度発生分の廃止ケース死亡分の返納金が調定されていないことを認識していた。以上のことから、■■■■氏は、どこまで制度を正確に理解していたかは別として、一定の過大請求が生じることを理解したうえで、是正策をとらなかった可能性が高いといえる。

**(3) 63条返還金や78条徴収金と比べて返納金が少額であることについて**

健康福祉部は、事務の見直しが先送りされた要因の一つとして、返納金が少額であることを指摘する。

確かに、返納金は63条返還金や78条徴収金と比べて少額であるが、年間で約1千万円もの額にのぼり、それ自体としては決して少額ではない。また、そもそも、地方公共団体には客観的に存在する債権につき、法の定める手続きを踏まらずに理由もなく放置したり免除したりするような裁量はなく、金額の多寡が事務の見直しの先送りの理由にはならない。

健康福祉部の実施したヒアリングによれば、確かに、過去に生活福祉第二課長であった者が返納金の額が少額であることからこのままでいいのではないかと思った旨を述べている。しかし、そのように考えたのであれば、当該職員は、返納金につき過大請求となっていることを理解したうえで対応しなかったのであり、制度の認識が不足していたとの同部の原因分析とは相反する。

**(4) 会計検査院からの指摘がなかったことについて**

健康福祉部は、事務の見直しが先送りされた要因の一つとして、会計検査院からの指摘がなかったことを指摘する。確かに、■■■■氏は、その旨証言したが、この認識は、次のとおり問題である。

**ア 不適切な説明に基づく検査結果であったこと**

令和4年度の生活福祉第一課長であった■■■■氏は、会計検査を受けて、一定、本市のやり方が認められたのであるから、今後もこの方法で事務を続けていくと考えた旨を証言した。しかし、令和4年の会計検査において、生活福祉第一課は、過大請求問題が存在すること及び本来調定すべき返納金が調定されていないことを認識したうえで、検査対象となっていない年度の返納金については何らの処理を行わず、調定の対象外とした廃止ケース（死亡分以外）については何らの説明を行わない方針で受検している。つまり、本市の事務処理に問題があると認識したうえで敢えて指摘を回避するような対策を講じたうえで受検した結果であって、それによって本市の事務のやり方が一定認められたなどと考えるのは不合理であり、このようなことは到底いえない。

会計検査院から何らの指摘を受けなかったとしても、問題を認識しているのであれば、当然、事後にその是正を図るべく対応をとるべきであった。

#### イ 会計検査の受検態度について

また、■■■■氏は、会計検査は聞かれたことにのみ答えるのが原則であると証言し、青木健康福祉部長も、会計検査の対応については■■■■氏と同様の認識を持っており、基本は聞かれたこと以外は答えないというのが暗黙の了解であると証言した。これに対し、第一副市長は、本市としては、聞かれたことに対してはしっかり答え、間違っているところについては当然間違っている、こういうことができていないと説明することとなっていると答弁した。

現在及び過去の本市の幹部職員である■■■■氏及び青木氏の前記の認識には、大きな問題がある。仮に会計検査において本市の事務の誤謬が指摘されたとしても、それを是正の機会とすることで、本市の損害の拡大を抑える契機にもなり得るものである。令和4年の会計検査に係る本市の対応は、会計検査で指摘を受けないことに固執するあまり、早期に問題を是正する機会を逸する結果を招いたといえ、この対応方針を決定した者の責任は重い。

なお、今後、このような事態が生じることのないよう、会計検査については、真摯な態度で受検するよう努めるべきである。

#### (5) 当委員会が考える真の原因

以上のとおり、複数の職員に制度の理解不足があったことは認められるものの、これが対策先送りの真の原因ではないものと考えられる。また、既に述べたとおり、過大請求の事実は生活福祉第一課及び第二課の一定の職員が理解していたものである。そして、令和4年の会計検査では、過大請求問題を理解したうえで指摘を回避するためのその場しのぎの対応に終始したのであり、また、その後の対応も、本市の損害を最小限とするた

めに最善の方策が尽くされたものとは到底いえないものであった。

以上の実態を踏まえると、過大請求問題の対応が先送りされた真の原因は、第二に、職員の制度の理解不足などではなく管理職員を含む関係職員の適正な事務処理に対する意識ないし遵法精神の欠如であると考えられる。

## 7 本市のこれまでの方法と国が示す本来の方法とで国庫負担対象事業費が一致するか否かについて

### (1) 当委員会の見解

#### ア 継続ケース

説明資料では、3年間にわたり分割して返納金の返還を受けることで過渡しとなった保護費の全額が回収できる事例を用いて次のような説明を行うことにより、本市が行ってきた「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで、結果的に国庫負担対象事業費額が一致すると結論付けている。

説明資料によると、「これまでの方法」では、3年間にわたって納付のあった分割返納金が歳出戻入される（歳出額から減額される）ことから、保護費支給額から返納金額を控除した額が国庫負担対象事業費となる。一方で、国が示す本来の方法では、返納金が発生した初年度はこれまでの方法と同様に分割返納金を歳出戻入することにより同年度に返納のあった返納金額が控除され、翌年度には、返納金残額が歳入として一括調定されることにより同額が控除されることから、国庫負担対象事業費は保護費支給額から返納金額を控除した額となる。以上のことから、両方法で結果的に、国庫負担対象事業費は一致するものと説明されている。

しかし、前記説明は本市における全ての返納金にあてはまるものではない。

すなわち、本市では、継続ケースの返納金のうち5年を経過した返納金の返納を求めない運用とされているところ、説明資料の作成にあたって、生活福祉第一課において、同期間を超えて返納されていない返納金が存在しないことまでは確認されていない。

以上のことから、結果的に国庫負担対象事業費額が一致すると結論付けるのは不正確であり、誤解を生むものといえる。

#### イ 廃止ケース

また、説明資料では、過渡しが発生した翌年度に保護が廃止された事例を用いて次のような説明を行うことにより、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで、結果的に国庫負担対象事業費額が一致すると結論付けている。

説明資料によると、「これまでの方法」では、過渡し発生から保護廃

止までの間、分割返納金が歳出戻入される（歳出額から減額される）ことから、保護費支給額から返納のあった返納金額を控除した額が国庫負担対象事業費額となる。一方で、「国が示す本来の方法」では、返納金が発生した初年度は「これまでの方法」と同様に分割返納金を歳出戻入することにより同年度に返納のあった返納金額が控除され、翌年度には、返納金残額が歳入として一括調定されることにより同額が控除されるものの、返納を受けられなかった返納金残額については不納欠損額として認められることから同額を追加した額が国庫負担対象事業費額となる。以上のことから、両方法で結果的に、国庫負担対象事業費は一致するものと説明されている。

しかし、この説明は誤りである。特に、「これまでの方法」に関する国庫負担対象事業費の算定方法についての理解が不正確であると思われる。

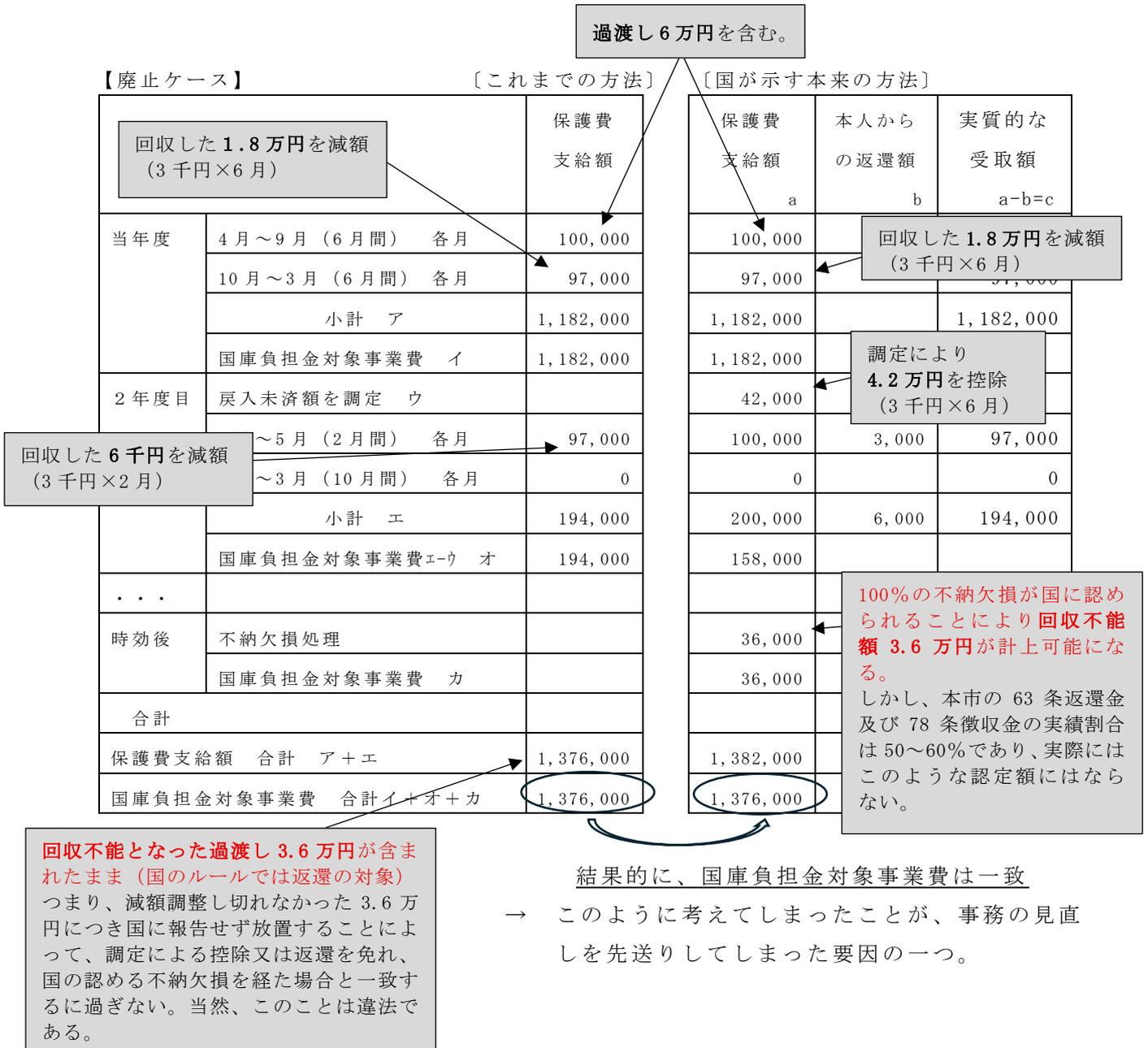
「これまでの方法」についての国庫負担対象事業費の算定方法につき、青木健康福祉部長は、本市が、これまで返納金額を調定していないことをもって、当該額を控除しない額が国庫負担対象事業費額となると説明するが、この理解は不正確である。なぜなら、国は、返納金が発生した場合は、返納金全額を一括調定することを原則とし、履行延期の特約をした場合に限って、返納金の全額を一括調定せず、複数年度にわたって分割調定することが認められている。そして、履行延期の特約の処理をせずに返納金の全額を調定しない場合は、国庫負担金を過大に請求するものであり、国庫への返還対象となる旨が国の通知に明記されている。つまり、本来調定すべきものを調定していない場合、過渡しとなった保護費の支給額は国庫負担対象事業費額から除外され、国に対して返還しなければならないものと考えられる。

以上のとおり、結果的に国庫負担対象事業費額が一致するとの結論は誤りである。だからこそ、本市は過大請求分を国に返還することとしたものといえる。

なお、青木健康福祉部長の説明は、単に、生活保護適用廃止後に回収不能となった過渡し額につき、本来なすべき調定を怠っていた結果、当該回収不能となった過渡し額の返還を不当に免れている状況を説明しているにすぎない。「これまでの方法」であっても、保護の廃止により返納金の減額調整を終えられなかった場合は、保護費の過渡しが生じた際に算入された国庫負担対象事業費額の一部が残存することから、過大請求分の返還を要する状況となることは明らかである。これを放置することは、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」との方法選択の問題とは何ら関係のないことであり、青木健康福祉部長の説明は、無関係の不当な事務処理懈怠を「これまでの方法」に含めて説明しているに過ぎない。

この点について、説明資料の図を用いて説明すると次のとおりとな

る。



(2) 説明資料の位置づけに関する健康福祉部の説明

ア 表について

庄野生活福祉第一課長は、令和7年7月9日に、理事者として説明した際には、国が示す国庫負担金の請求方法と本市が行ってきた事務の違いを説明するとして、説明資料の記載内容を事例について説明した後、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とを比較すると最終的な国庫負担対象事業費の総額には差が生じない旨を述べたにもかかわらず、令和7年10月29日に実施した証人尋問では、説明資料は、実際の本市の方法が、国が示す本来の方法とで国庫負担対象事業費が一致することを説明するものではなく、ヒアリングの結果これが一致すると考えた職員がおり、そのような考えが事務改善の先送りの要因の一つとな

った旨を説明するものであると証言した。そのうえで、庄野生活福祉第一課長は、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで国庫負担対象事業費は一致しないと、従前の自身の説明と矛盾する証言をした。

一方、青木健康福祉部長は、令和8年2月2日の尋問で、説明資料の3頁及び4頁の表につき、過大請求に関する■■■■氏の思考過程を説明するものであるとしたうえで、この表に関する限りにおいて、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで国庫負担対象事業費額は一致すると証言した。とりわけ4頁の廃止ケースにおいて前記金額が一致することの説明として、■■■■氏が、保護が一旦廃止されても、再度保護が適用されることがあり、その際に、保護費の減額調整により回収できることから廃止ケースにおいても金額が一致すると考えたところ、その考えをもとに同表を作成したと証言した。

なお、青木健康福祉部長は、説明資料の表とは関わりなく、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで国庫負担対象事業費は一致するかとの問いに対し、一致しない旨を証言している。

#### イ 国に認められる不納欠損額について

また、庄野生活福祉第一課長は、説明資料4頁※2の不納欠損額の記載について、「本市では、例年、不納欠損額の50%～60%が認められている」との記載について、返納金ではなく、63条返還金や78条徴収金の認定率について示したものであり、今後、適切な債権管理に取り組まなければ100%の不納欠損額が認められることはないとの趣旨の記載であり、この記載をもって、国庫負担対象事業費が一致するか否かを説明するものではないとの趣旨の証言をした。そして、青木健康福祉部長は、加えて、表では、結果的に一致してしまうため、適切な債権管理に努める必要がないといった誤った認識を持たれても困るため、一層取組みを進める必要があるという意味を込めて、50%～60%という63条返還金及び78条徴収金の割合を記載している旨を証言した。

しかし、「国が示す本来の方法」のとおり、廃止ケースに係る返納金を発生翌年度に一括調定したとしても、※2に記載の50%～60%という不納欠損の認定割合であれば、回収不能額の全額につき国庫負担対象事業費として追加されず、表の記載は事実と反する。また、青木健康福祉部長は4頁の表が特定の職員の思考過程であると証言するが、「これまでの方法」との比較対象として国庫負担対象事業費額が一致すると考える根拠となった「国が示す本来の方法」として、本市の実態とは全く異なる100%の不納欠損が認められる例を想定するとは考え難い。

なお、本論から逸れるが、適切に事務処理しているという63条返還金や78条徴収金でさえ50%～60%程度の不納欠損額しか国に認められていない現状は問題であるため、すべての返還金等につき適切な債権管理を早急に実施すべき旨、付言しておく。

## ウ 説明資料に関する当委員会の見解

説明資料は、冒頭において、「本来、国が示している国庫負担金の請求方法と、これまでの本市が行ってきた事務の違いを示すこととする。」としたうえで、継続ケースと廃止ケースのそれぞれにつき表を用いて説明し、「結果的に、国庫負担金対象事業費は一致」と記載している。そして、当該表が、事実とは異なる特定職員の思考過程を説明するために掲載されたものであることの記載はなく、6頁にも、対策の検討を先送りしてしまった理由として「現行のやり方でも、いつかは本来の国庫負担金対象事業費と一致すること」が、特定職員の考え方としてではなく、事実として記載されている。つまり、説明資料の記載内容からは、これが両氏が述べたような特定職員の思考過程を説明したものであることを読み取ることはできない。

そして、説明資料を作成した青木健康福祉部長は、同資料が令和7年3月の文教厚生委員会において、健康福祉部に対して過大請求問題の経緯につき再度の調査が求められたことにより作成されたものである旨を証言しているところ、そのような趣旨で作成された資料につき、特定の職員の誤った思考過程を、その旨を示すことなく掲載することは行政事務の説明文書の作成のあり方としては適当ではなく、説明資料がそのような内容の資料として作成されたものとは考え難い。また、既に述べたとおり、廃止ケースにおける返納金につき、再度保護が適用された場合に保護費の減額調整により回収できるとの考えは、極めて例外的な場合を指摘するものにすぎず、本市における過大請求の全体的状況及び本市の事務の見直しが先送りされた要因を説明する事情にはなりえない。

このような観点から、青木健康福祉部長の前記の説明は不合理である。そして、前記のとおり、庄野生活福祉第一課長の説明と後日の証言は明白に矛盾しており、その証言は信用することができない。

以上より、説明資料は、健康福祉部の幹部が、事実としては、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで国庫負担対象事業費が一致しないと認識していたにもかかわらず、あたかも、これが一致するかのようにより誤解しかねない内容により作成された資料であるものと考えられる。

## 8 債権管理体制の整備が不十分であること

また、過大請求問題については、これまでに述べたもののほか、債権管理体制の整備が不十分であったことも原因の一つとして挙げられると考える。

調査の過程で複数の職員より、生活保護業務につき人員が不足している旨が聞かれ、また、ケースワーカーの人員数が社会福祉法の標準数に満たない旨の指摘もあった。そして、既に述べたとおり、過大請求については管理職員を含めた複数の職員が問題の存在につき認識しており、情報共有がなされていたにもかかわらず是正がなされなかったのであり、個々の職員の対応に

よっては是正できない状況にあったものと思われる。

よって、再発防止の観点からも、債権管理に従事する職員数の拡充や保護業務と債権管理業務に関する事務分担の見直し、研修等を通じた職員の能力向上等、組織的に対応できる体制を整備する必要がある。

## 9 過大請求問題はシステムが主たる原因ではないこと

当初、令和7年3月の文教厚生委員会において、健康福祉部は、システムが返納金の債権管理に対応していないことから、返納金につき適切な事務処理がなされていない旨の説明をした。しかし、説明資料にはその旨の記述はなく、健康福祉部として再考した結果、システムが原因ではないものと判断したものと思われる。

そもそも、法令に基づき事務を行うべき地方公共団体が、システムを理由に法令に適合しない事務を行うことが許されるものでないことは自明である。本来なすべき事務がシステムにより実施できないのであればシステム改修等を行うべきであるし、システム標準化にあわせて抜本的な解決を図るのであれば、それまでの間は別の方法により対応しなければならない。

結果、現行のシステムのままで過去5年度に渡る過大請求額が算出されたのであり、当初の説明はシステムを理由に事務懈怠をしたことを言うものに過ぎない。

ただし、システムの再構築にあたり返還金の債権管理を踏まえたものに是正すべきことは、当初の健康福祉部の説明のとおりであり、再発防止の観点からも事務の合理化に努める必要がある。

## 10 過大請求が始まった時期について

調査の結果、過大請求が始まった時期の特定には至らなかったが、複数の証言を総合すると、本市が生活保護事務を取り扱い始めた当初より過大請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

## 11 本市の損害について

返納金が消滅時効の完成により消滅し回収不能となった場合、原則、その全額が本市の損害である。ただし、適切な債権管理を実施したことにより国が認める不納欠損として国庫負担対象事業費と認められれば、その4分の3の額については、国費が支弁されることから、本市の実質的な損害額は返還金の4分の1の額となる。

よって、健康福祉部は、消滅時効が完成したこと等により回収不能となった返納金の額、そのうち調定し国庫負担対象事業費から控除し又は過去に受けた国庫負担金を国に返還した額並びにそのうち国の認める不納欠損額として国庫負担対象事業費に追加算入される額を精査し、本市の損害額を明らかにする必要がある。

## 1 2 結語

以上のおり、過大請求問題は、第一に、市長及び健康福祉部の管理職員の業務に対する責任感の欠如ないし事なかれ主義があったこと、第二に、管理職員を含む関係職員の適正な事務処理に対する意識ないし遵法精神の欠如があったことから、法令に反する誤った事務処理が行われ、これが組織的に隠蔽され続ける結果となったものと認められる。

## 第4 調査事項2の調査結果

### 1 ケース記録虚偽記載問題の概要

令和5年度に生活福祉第二課において再任用職員として生活保護に係るケースワーク業務に従事していた都築政務監が当時作成したケース記録に、虚偽の内容が記載されているとの疑いがあり、その真偽の確認のため、調査を行った。

### 2 生活福祉第二課における調査について

生活福祉第二課の報告によると、同課は、令和7年2月に、地元紙において都築政務監の虚偽公文書作成の事実が報じられたことから、以下に述べる方法により同年3月から8月にかけて調査を実施した。

#### (1) 調査方法

##### ア 訪問調査

生活福祉第二課は、都築氏が令和5年当時担当していた生活保護受給世帯を訪問し、都築氏の訪問の有無を調査している。

調査にあたっては、森本生活福祉第二課長と同課の職員との複数名で訪問し、受給者に対して都築氏の顔写真を見せ、顔写真の人物が都築氏であること、都築氏が現在の担当ケースワーカーの前任として担当していたことを説明した。そのうえで、受給者に対し、この調査が、都築氏が訪問を適切に実施していたかどうかを確認することを目的とするものであることを伝え、次の3点について質問した（なお、番号は当委員会が便宜上付したもの）。

- ① 都築氏が受給者宅を訪問したことがあるか
- ② ケース記録に訪問の記録のある日に実際に訪問があったか
- ③ 訪問の際に都築氏とはどのような話をしたか

そのうえで、記憶があいまいな場合は覚えていないと答えて構わない旨を伝えている。なお、質問に先立ち、調査に必要な限度で会話を録音することの了承を得たうえで、会話を録音している。

##### イ 訪問調査結果とケース記録内容との照合

また、同課は、都築氏が作成したケース記録の内容を確認し、照合することで、訪問の有無やその回数等が合致しているかどうかを確認している。

#### (2) 調査結果

同課の調査の結果、同課は、全73世帯中66世帯のケース記録記載内

容に虚偽が認められたとし、受給者宅の訪問回数について、ケース記録では243件であるのに対し、調査では76件のみが確認できたとし、虚偽記載について事実であると結論付けている。

なお、当委員会は、生活福祉第二課より、訪問調査における録音データ、同課の作成した報告書、調査方法に関する資料、保護費の現金支給に関する資料及び調査後に元受給者から市役所に送付があった調査の趣旨を尋ねる手紙等について提出を受けている。

### 3 当委員会における調査の結果

#### (1) 調査方法

調査にあたって、当委員会は、生活福祉第二課から提出されたケース記録その他の資料を精査した。ただし、都築政務監に証人尋問（秘密会）を行うにあたり、尋問において確認すべき対象を一定数に絞り込むこととし、ケース記録上は訪問の記録がなされているにもかかわらず録音データでは一度も都築氏が訪問してきたことがない旨を述べている受給者に関するケース記録10件を抽出し、その訪問の有無及び回数等について尋ねた。都築政務監は、10名の受給者全員につき、ケース記録に記載の訪問については事実である旨を証言したが、特に、ある特定の受給者（以下「甲氏」という。）について、その訪問に疑義が生じた。

また、生活福祉第二課におけるケースワーク業務について、森本生活福祉第二課長に証人尋問（秘密会）により確認した。

#### (2) 調査で明らかになった事実

##### ア 甲氏の録音データ内容

録音データ上、甲氏は、氏名を名乗ったうえで、都築氏が自宅を訪問したことはない、と答えている。

##### イ 甲氏のケース記録の内容

- ・甲氏のケース記録には、令和5年6月30日、同年9月5日、同年12月5日、令和6年2月5日に、甲氏宅を訪問し、面接した旨の記載が、面接でのやり取り内容とともに記載されている。
- ・甲氏の令和5年9月5日付けのケース記録には、「訪問、主と面接」との記載があり、また、甲氏がエアコンを使用しておらず扇風機を使用していた旨の内容が記載されている。
- ・甲氏の令和5年12月5日、令和6年2月5日のケース記録には、「主の状況に大きな変化なし」との記載がある。

##### ウ 甲氏の受給方法

甲氏は、令和5年9月5日、同年12月5日、令和6年2月5日に、市役所に来庁の上、現金で保護費の支給を受けたことが公文書上記録さ

れている。なお、都築政務監が当時担当していた受給者のうち、現金支給により保護費を受領していたのは5名以下である。

## エ 都築政務監の証言

都築政務監は、当委員会において概ね次のような証言をした。

- ・ケース記録に訪問したと記載しているのであれば、具体的な記憶はないが、訪問したうえで記録したものである。
- ・訪問した受給者宅が留守であった場合、不在票を投函し、のちに不在票を見て電話連絡があれば、当該居宅に居住していることが確認できるため、訪問のうえ面会して話をしたのとして記録している。
- ・ケース記録に電話対応と記載するのは、職員が架電した場合や、受給者が自ら電話連絡してきた場合に限られるものであり、受給者宅に不在票を投函し、それを見て連絡があった場合は、このような記載をしない。他の職員もこのような記載方法をとっている。
- ・自身が担当した受給者のうち、一度も受給者宅で面会していない者は一人の例外(担当後すぐに入院しそのままお亡くなりになった受給者)を除いていない。
- ・このような記載方法は、昔、先輩職員や上司に教えられたものであるが、法令や規則上の根拠はない。
- ・(甲氏が各月5日に来庁のうえ現金支給を受けていたとの指摘を受けて)実際には不在票を入れた日付けで書くか、それを見て来庁した日付けで書くかはバラバラであるというのが現状。具体的な記憶はないが、5日に訪問のうえ記載した可能性もあるし、不在票を入れてしばらくして5日に会ったことから同日付で記載している可能性もある。
- ・訪問にあたっては、地図をもって1軒1軒行く。行き先近くに他の受給者宅があればまとめて訪問する。その中に現金受給者がいるかは覚え切れないうし、近い時期に面会した受給者宅を訪問することもある。

## オ 森本生活福祉第二課長の証言

前記都築氏の証言を踏まえて、森本生活福祉第二課長に、同課のケースワークの実務上の運用について聴取したところ、概ね次のように証言した。

- ・(現金支給で来庁した際に面接した受給者につき同じ日に居宅を訪問のうえ面接することはあるかとの問いに対して)通例、市役所窓口で現金を渡す際に、生活・通院状況等の聴き取りを行う。また、現金支給の受給者は、その方の顔を知っている担当ケースワーカーが対応するところ、受給者がいつ来庁されるかわからないため担当ケースワーカーは、保護費の支給日は、職場にて待機するのが基本である。ただ

- し、来庁のうえ面会した後でも、生活状況が一変している等、訪問のうえ面会しなければならないこともある。それはケース内容による。
- ・甲氏のケース記録を見る限り、「主の状況に変化なし」との記載であるため、特に、支給日に市役所内で面会したうえで、更に訪問のうえ面会する必要性があったものとはうかがわれない。
  - ・（訪問調査をしたものの受給者が不在であった場合は、不在票を入れたうえで、受給者より連絡があれば、訪問調査として記載することはあるかとの問いに対して）ケース記録は、捜査機関に提出する場合もあり、事実をありのままに記載しなければならない。訪問して不在であれば「訪問するも不在」、電話対応したのであれば「電話対応」、市役所に来庁されたのであれば「来課により…」と記載することになる。国や県からもそのように指導されている。
  - ・（他の職員もこのような方法で記載しているとの事実はあるのかとの問いに対して）今年度の期末面談の際に、生活福祉第二課のケースワーカー全員に、訪問していないのに訪問したとの記載をしたことがあるかを確認したところ、そのような記載をしたことがあると述べた者はいなかった。
  - ・（ケース記録の記載日付はバラバラであるとの点につき生活福祉第二課の実務運用と整合するのかなどの問いに対して）ケース記録は公文書であり、ありのままの事実を記載する必要がある。その時々で気分次第で記載日付を決めている職員はいない。

#### カ 都築政務監が担当した他の受給者のケース記録の記載内容等

- ・抽出した10名の記録の中には、「訪問するも不在」との記載が6件あり、「訪問するが面接できず」との記載が1件ある。
- ・甲氏以外の者で、令和5年9月5日に来庁のうえ現金支給により保護費を受給している者について、ケース記録上、同年8月31日に「訪問するも不在」との記載があり、同年9月5日に「主、来所面接」との記載がある。なお、この受給者は、生活福祉第二課の調査に対し、都築政務監が自宅を訪問してきたことはない旨を述べている。
- ・令和5年12月5日に来庁の上現金支給により保護費を受給した都築政務監担当の受給者3名（甲氏を含む）の同日付けのケース記録には、「訪問、主と面接」との記載があり、うち甲氏以外の2名のケース記録については、書類の提出を受けたとの内容が含まれている。なお、前記3名の受給者は全て、生活福祉第二課の調査に対し、都築政務監が自宅を訪問したことはない旨を述べている。また、この3名のうち住所地が最も遠い2名の居宅間の直線距離は約1.6キロメートルである。
- ・なお、生活福祉第二課から提出のあった49件のケース記録のうち、令和5年12月5日に訪問した旨の記載があるのは、前記3名の受給

者のみであり、令和6年2月5日に訪問した旨の記載があるのは甲氏のみである。

### (3) 事実の評価

以上の証拠等を総合して、事実につき次のとおり評価し、認定する。

#### ア 受給者の録音データについて

生活福祉第二課より提出のあった受給者の供述の録音データのうち、20名の者が、都築政務監が自宅を訪問してきたことはない旨を述べている。提出された録音データでは、発言者が実際に当該受給者であることの確認ができないが、発言者がその氏名を名乗っていること、うち10名の者の録音データを再生したうえで都築政務監に受給者宅への訪問の有無を尋ねた際も発言者と受給者の同一性について疑義を示す証言がなかったこと、うち後述の乙氏については、発言者との同一性を前提に都築政務監が証言していたことから、発言者と受給者は同一であるものとして録音データを取り扱うべきである。

#### イ 令和5年9月5日の訪問記録について

同日、都築政務監は2名の受給者に対し、市役所にて面会の上、現金で保護費を支給しており、そのうち甲氏以外の者については、同日付けで「主、来所面接」としてケース記録に記載している。そして、同日の甲氏の記録には甲氏宅を訪問しなければ記載できない内容が含まれている。以上のことを総合すると、甲氏の「訪問、主と面接」との記録は、実際に訪問のうえ面会しての記載であり、同日、市役所内で面会して行ったやり取りを、訪問による面会でのやり取りと錯誤してケース記録に記載したものとは考えられない。

一方で、ケース記録の記載方法に関する都築政務監の証言を前提としても、実際に訪問により面会している場合は面会した日付けでケース記録が作成されることから、令和5年9月5日の前後の日に訪問のうえ面会した際のやり取りを同日付けで記載した可能性もない。

以上を踏まえると、同日付けの記録が、事実即して記載されたものであるとすれば、同日に市役所内で甲氏と面会したものの、別途、同日中に甲氏宅を訪問のうえ面会して記載された記録であると考えべきである。

#### ウ 令和5年12月5日の訪問記録について

同日、都築政務監は、市役所内で6名の受給者に対して面会のうえ保護費を現金支給している。そして、当委員会に提出のあったケース記録上、少なくともそのうち3名（甲氏を含む）につき、同日に受給者宅を訪問のうえ面会したものと記載されている。そして、甲氏以外の2名

のケース記録については、書類の提出を受けた旨等電話でのやり取りでは記載できない内容が含まれている。また、同日の甲氏のケース記録も、「主の状況に大きな変化なし、療養指導。」との記載があるとおおり、保護費の受領のために市役所に来庁する（又はした）日に、あえて別途電話でやり取りした内容とは考えられない。

また、現金支給の受給者は、不在票を確認したか否かにかかわらず、保護費の受領のために来庁することを踏まえると、不在票を投函して連絡があれば当該居宅での居住の確認となるため訪問により面会と記載するとの都築政務監の証言に照らせば、令和5年12月5日より前に受給者宅を訪問し不在票を投函したことをもって、来庁時の面会を訪問としてケース記録に記載したとも考えられない。

以上を踏まえると、同日付けの記録が、事実即して記載されたものであるとすれば、同日に市役所内で3名の受給者と面会したものの、別途、同日中に甲氏宅を訪問のうえ面会して記載された記録であると考えべきである。

しかし、当委員会に提出されたケース記録上、都築政務監は、同日、この3名以外の受給者宅を訪問していないところ、3名の住所地は、都築政務監が担当していた地区内において近隣に位置するものではなく、同じ日にまとめて訪問することが合理的な位置関係にあるとはいえない。この点につき、仮に同じ日に当該3名の受給者宅を訪問したとすると、近くの家をまとめて訪問するために同じ日に市役所内で面会した受給者宅を訪問することがあるとする都築政務監の証言と整合しない。

なお、録音データ上、その3名全てが、都築氏の自宅への訪問を否定している。

以上のことから、令和5年12月5日に前記3名宅を訪問したとの記録内容の真実性には疑義がある。

## エ 令和6年2月5日の訪問記録について

同日、都築政務監は、市役所内で2名（甲氏を含む）の受給者に対して面会のうえで保護費を現金支給している。そのうえで、ケース記録上、同じ日に甲氏宅を訪問して面会していることとなっているが、記事内容からは、あえて訪問する必要性がうかがわれる内容ではなかった。また、当委員会に提出されたケース記録上、この日、都築政務監が訪問調査を行った旨の記載があるのは甲氏のみである。

## オ 都築政務監の証言するケース記録作成方法について

都築政務監は、不在票を入れたことにより、連絡、来庁等があった場合は、訪問して面会したものとして記載する方式でケース記録を作成していた旨を証言するが、他の受給者のケース記録を見ると、「訪問するも不在」及び「主が来所、面接」「主来課」として、訪問と実際の面会が別の記事として記載されている例が多数あり、前記証言は、ケース記録

の記載の実態とは異なっている。以上のことから、都築政務監の前記証言をもって、甲氏のケース記録のうち一定数のものについては、証言どおりの方式に従って作成されたものとするのは妥当ではない。

ただし、他の受給者のケース記録についていえば、都築政務監の証言どおりの方式に従って作成されていたとしても事実関係と矛盾のないものもあり、一定数については同方式に従ってケース記録が作成されていた可能性も否定できない。

#### カ 都築政務監の受給者宅訪問の記憶について

また、都築政務監は、後述する乙氏宅については何度も訪問していること、トラブルのある受給者であったことから、訪問したことを記憶している旨を証言するものの、ケース記録上、訪問回数が同じであるにもかかわらず、甲氏の受給者宅への訪問については、一定期間をおいて実施した2度の証人尋問にわたって、一貫して具体的な記憶がない旨を証言し、ケース記録の記載日付や作成方法についても曖昧な証言に終始した。また、他の受給者についても都築政務監は、具体的な記憶に基づいてその訪問の有無について証言しなかった。

一方で、都築政務監は、これまで担当した受給者については、一人の例外を除いて少なくとも1度は訪問により面会している旨を明確に証言した。このように都築政務監の記憶の有無に関する証言については整合性を欠いていると言わざるを得ず、甲氏宅への訪問の有無について記憶がないとする証言については、信用することはできない。

#### キ 甲氏宅の訪問について

甲氏のケース記録によると、都築政務監が甲氏宅を訪問したのは、令和5年6月30日、同年9月5日、同年12月5日、令和6年2月5日の4回であるが、そのうち令和5年6月30日以外の3日間は全て、甲氏が市役所に来庁のうえ現金で保護費を受領した日である。

森本生活福祉第二課長の証言する同課の実務運用に照らせば、受給者が市役所に来庁し面会した日と同じ日にあえて受給者宅を訪問のうえ面会するのであれば、それ相応の理由が必要となるものと考えられるが、これら3日分のケース記録の内容からは、特段、受給者の生活状況を至急に確認する必要があったものとは見受けられない。また、都築政務監からも訪問の必要性につき証言はなされなかった。前記のとおり、むしろ都築政務監は、甲氏について、何月何日に会ってどのような話をしたのかを覚えていない旨を証言しているところ、これらの事実を踏まえると、市役所内で面会した日にあえて甲氏宅を訪問する特段の必要性があったとは認められない。

さらに、市役所で面会した日と同じ日に受給者宅にてケースワーカーと面会するという出来事が3回もあれば、受給者も通常、それを記憶し

ているものと考えられるが、甲氏は、都築氏が自宅に訪問してきたことはないと述べている。

以上のことを総合すると、令和5年9月5日、同年12月5日、令和6年2月5日の現金支給日全てについて、甲氏宅を訪問したとするケース記録内容及び証言については、その真実性には大きな疑問が残る。

## ク 結論

以上のとおり、証拠等を総合すると、都築政務監は、証言したとおり訪問をしたものの受給者が不在であった際は、不在票を見て連絡等があった場合に訪問として記録するとの方法でケース記録を作成していた可能性を否定できないが、甲氏のケース記録には当該方法により作成されたものとは考えられない記載が存在する。

そして、保護費支給のために市役所で面会したにもかかわらず、特段の必要もないのに同じ日に訪問により再度面会するということが、同一受給者に対して3回連続して行われるとは考えられないし、市役所で面会した3名の受給者宅に同じ日に訪問することも考え難く、これら3名の居宅がまとめて訪問するのが合理的といえる位置関係にもない。よって、甲氏のケース記録中の令和5年9月5日、同年12月5日、令和6年2月5日の記事については、そのすべてが真実であるとは認められない。ただし、現在の証拠状況を踏まえると、いずれの日付けの記事が事実と異なる記載がなされたものであるかまでは認定できない。

以上のとおり、都築政務監が作成したケース記録については、事実と反する記載がなされていること自体は認めざるを得ない。

なお、他の受給者についても、ケース記録における記載内容が受給者の供述と整合しないものが多々あり、そのうち一定数のものが事実ではない可能性が高いと考えられるが、証拠上はこれ以上の事実認定はできない。生活福祉第二課による調査は、受給者の訪問の有無に関する供述とケース記録の訪問との旨の記載内容を照合するのみであり、同調査のみをもって訪問の有無を結論付けるのは早計である。

しかし、都築政務監が、訪問による面会で聴取した内容ではないものを、訪問して聴取したものとして記載したうえで担当者として押印のうえケース記録を上司に提出したことにつき、少なくとも一定数は事実であると認められるところ、これらの行為につき有印虚偽公文書作成及び同行使罪が成立する可能性がある。

## 4 その他の不適切なケース記録の作成方法について

ある受給者のケース記録に、同一日付及び同一内容の記事が複数記載されていた。この点につき、都築政務監に対して証人尋問で尋ねたところ、ミスにより誤って同じ内容の記事を重複して記載した旨の証言をした。また、ケースワーカーは、各記事を切り貼りすることがあるが、このような作業が面

倒であるため、自身は元々全て手書きで作成していたものの、ケース記録をパソコンで作成することとした際に操作を誤った、との趣旨の証言をした。

ここでは、その証言の当否については検討しないが、公文書につき、複数の紙を切り貼りして作成するような方法は、事後的な公文書の内容改変が容易となり、その公正性が担保できなくなるため、不適切である。万が一、生活福祉第二課において、このような実務が行われているのであれば、是正されたい。また、パソコン操作を誤ったミスであったとしても同一内容の記事を2件重複して記載するようなことはあってはならない。これらの記事についてはともに係長の承認印が押捺されているのであり、上司のチェックにも問題があると思われる。

## 5 特定の元受給者への対応に関する問題について

生活福祉第二課による都築政務監の訪問の有無に関する調査の対象となっていた特定の元受給者(以下「乙氏」という。)より令和7年8月21日に投書があり、その内容の一部に、生活福祉第二課による前記調査の趣旨を問い合わせる内容が含まれていたことから、都築政務監は、井坂コンプライアンス推進室長を帯同のうえ、乙氏宅を訪問し、ケースワーカー時代の自身の訪問について確認し、乙氏とのやり取りを録音した。そのうえで、都築政務監は、乙氏の投書の写し及び前記訪問時の録音データを当委員会に提出した。なお、当委員会は、乙氏の投書につき、生活福祉第二課からも資料として提出を受けていた。

乙氏は、以前、本市で生活保護を受給していた者であるが、一定の理由により保護が廃止された者である。乙氏の投書内容は市長、人事部長(なおこのような補職は実際には存在しない)、人事課長、福祉(事務)所長、(福祉事務所の)課長に宛てて、主として2点の事項を問う内容であり、1点目は、生活保護の再申請手続に関するものであり、2点目は、都築政務監の訪問の有無に係る調査の趣旨を問うものであった。また、同投書内においても、乙氏自身が、都築政務監が訪問して来たことはない旨を生活福祉第二課の調査で述べた旨が記載されている。そして、この2点の質問については、乙氏に対して福祉事務所長名で回答文書が交付されている。

都築政務監のケースワーカーとしての乙氏宅への訪問の有無及び回数等については、ケース記録と生活福祉第二課の調査による受給者の供述の録音及び都築政務監による供述の録音しか証拠がなく、乙氏は、生活福祉第二課の調査では、都築政務監は自宅を訪問したことがない旨を供述していたが、後の都築政務監自身による調査の際は、1回ぐらいは来たかもしれないと述べ、その供述が変遷している。このことから、都築政務監の訪問の有無に関する乙氏の記憶は曖昧なものであったと言わざるを得ず、これらの証拠のみをもって事実認定することはできない。ただし、ケース記録上の訪問回数が4回であるところ、仮に都築政務監の提出した録音内容を前提としても、両証拠は整合せず、依然としてケース記録内容の真実性については疑いが残る

といえる。

なお、本項では、ケース記録内容の真偽ではなく、都築政務監による乙氏宅の訪問に関する問題点を指摘する。

#### (1) 個人情報の取扱いに関する問題

乙氏の投書については、市長及び人事部門に宛てた部分が含まれており、人事部門において対応を検討するにあたり、総務部より都築政務監にその内容が共有されたこと自体に問題はない。

しかし、都築政務監は、証人尋問において、投書を受けて、自身がケースワーカー時代に乙氏宅を訪問していた事実を確認するために乙氏宅を訪ねた旨を証言しているところ、乙氏が自身の要望を市に伝えるために行った投書に記載の情報（乙氏の住所を含む）をもとに、自身が現在調査対象となっている事項につき自身に有利な供述を得るために、当該投書の内容に係る情報を利用するのは、当該個人情報の利用目的を逸脱しており、また、そのことに相当な理由があるとは言えない。

#### (2) 市民とのやり取りの録音に関する問題

また、都築政務監は、乙氏から承諾を得る前から、同氏とのやり取りを録音していた。そして、会話の途中で、乙氏に録音の承諾を求めたところ、当初、乙氏は拒絶していたが、録音は何らの用途にも使用しない旨を説明の上、事後的に承諾を得ている。

しかし、都築政務監は、当委員会での証人尋問において、自ら同録音の存在を明かし、自らその提出を申し出たため、当委員会は同録音の提出を受けた。

前記都築政務監の行動には、2つの点で問題がある。

まず、自らの用件で市民宅を訪ねた際に、事前に承諾を得ることなく録音を行うことは到底正当な行いであるとは言えない。仮に、市民が断固として録音を拒絶した場合、事後的に消去するとはいえ、いったんは市民の意に反してやり取りが録音された事実には変わりなく、市民の行政に対する信頼を著しく毀損しかねない行為である。

また、都築政務監は、録音は何らの用途に用いないとする自ら市民に申し出た約束に反して同録音を委員会への提出資料として用いた。この点は、市民に対する裏切り行為であり、到底是認されるものではない。

以上の都築政務監の行動は、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする徳島市常勤の特別職の職員の倫理に関する条例の趣旨にもとるものであり（同条例第1条）、看過できない。

#### (3) 井坂コンプライアンス推進室長を帯同したことに関する問題

前記(1)のとおり、投書を受けての都築政務監の乙氏宅への訪問は、乙氏

が投書で求めた質問への回答に応じるためのものではなく、自身に有利な供述を証拠化するためのものであるところ、同訪問に、部下である井坂コンプライアンス推進室長を帯同させたことは、行政組織の私的利用であると言わざるを得ず、問題がある。

また、井坂コンプライアンス推進室長は、本市の法令順守を司る幹部職員であるにもかかわらず、前記のような不適切な対応につき指摘し、制止することもなく、単にこれに付き従っていたのであるから、その対応にも問題がないとは言えない。

#### (4) 結論

以上のとおり、乙氏の投書を巡る都築政務監及び井坂コンプライアンス推進室長の対応には問題がある。

### 6 結語

以上のとおり、調査の結果、都築政務監の作成したケース記録については、個別の記載を特定しうる状況にはないものの、事実と異なる記載がなされたものと考えられる。

また、ケース記録については公文書の作成のあり方として適切ではない態様のものが見受けられるところ、この点についても是正が必要である。

加えて、前記のとおり、市民からの投書を受けた都築政務監及び井坂コンプライアンス推進室長の対応には重大な問題が見受けられた。市として適切な対応が必要と考える。

## 第5 提言

調査事項1及び2を通じて、調査の結果、多数の不適切な事務処理が見受けられたため、当委員会は、次のとおり提言する。

### 1 調査事項1について

- (1) 健康福祉部において、説明資料の記載内容につき、本調査の結果を踏まえて検証を行い、議会に対し、その結果の報告及び過大請求問題の原因につき再度説明されたい。
- (2) 健康福祉部において、過大請求問題により本市に生じた損害について調査し、公表されたい。
  - ① 消滅時効が完成したこと等により回収不能となった返納金の額。
  - ② ①のうち調定し国庫負担対象事業費から控除し又は過去に受けた国庫負担金を国に返還した額。
  - ③ ②のうち国の認める不納欠損額として国庫負担対象事業費に追加算入される額。
- (3) 過大請求問題が早期に是正されず本市の損害が拡大した可能性があることに係る市長及び過去の健康福祉部の管理職員の責任につき、処分を検討し、適切な措置を講じられたい。
- (4) 生活保護費の返還金等の適正な処理のために必要な人員体制につき、市として検討のうえ、社会福祉法の定める標準数を満たせるよう増員を行い、所管部局内に債権管理部門を構築するなど、適切な措置を講じられたい。
- (5) 過大請求問題を放置した管理職員らを異動させ、経理または債権管理に識見を有する職員に入れ替えるなど、過大請求問題の抜本的な是正について市民の理解が得られるように、適切な措置を講じられたい。

### 2 調査事項2について

- (1) 公務員には、刑事訴訟法において犯罪と疑われる行為を知った時には告発をしなければならない義務が課せられていることを踏まえて、都築政務監が再任用職員時代にケース記録に事実と異なる内容を記載した行為につき、有印虚偽公文書作成及び同行使罪での告発を検討し、適切な措置を講じられたい。
- (2) 生活福祉第一課及び第二課におけるケース記録の記載のルールにつき、今一度、不適切なものがないか検証し、必要に応じて是正されたい。
- (3) 本市に投書した特定の元受給者に対する都築政務監と井坂コンプライ

アンス推進室長の不適切な対応につき、処分を検討し、適切な措置を講じられたい。

なお、都築政務監については「徳島市常勤の特別職の職員の倫理に関する条例」に反する行為があったと認められるため、処分を検討し、適切な措置を講じられたい。

## 第6 虚偽の陳述

虚偽の陳述と認定された証言は、次のとおりである。

### 1 遠藤市長

#### (1) 偽証内容

遠藤市長は、当委員会において、証人尋問の証人として宣誓の上、真実は、令和2年1月20日に森本生活福祉第二課長より、令和2年文書を郵送により受け取った記憶を有していたにもかかわらず、「令和2年1月にどんなものが送られてきたかという記憶は、全くありません」「その時期に手紙を受け取ったという記憶もありません」と自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証した可能性が高い。

#### (2) 認定した事実

遠藤市長は、自宅の住所を伝え、令和2年文書を自宅へ郵送するよう森本生活福祉第二課長にメールで指示したことを認めたにもかかわらず、「令和2年1月にどんなものが送られてきたかという記憶は全くありません。」と文書を受け取った記憶がない旨を証言した。そして、証人尋問の際に提示した同文書を閲覧したうえで、その時に思い出したかのように、「これ完全に覚えていませんでしたけど、彼がこっだけ仕事をしてきたというアピールをしてきた、そういえばそういう手紙はあったなというぐらいの印象」と同文書についての記憶が喚起されたかのような証言をしたが、その後、「その時期に手紙を受け取ったという記憶もありません」と再び、同文書の受け取りの記憶がない旨を証言した。

また、森本生活福祉第二課長は、遠藤市長に令和2年文書について郵送するにあたり、生活保護業務に関する別の重大な案件に関する文書もあわせて郵送しており、遠藤市長はこれを受領している。生活保護業務に関する別の重大な案件は、本市の幹部職員の非違行為により受給者の人権侵害を引き起こした疑いのある事案であり、森本生活福祉第二課長は、文書の送付に先立ち、遠藤市長に対してメールでその概要を説明していた。このような状況において令和2年文書は送られたのであり、遠藤市長はこれを受け取って、内容を確認しているのであるから、令和2年文書を受領した記憶があるはずである。

証人尋問において前記のとおり、文書を受領につき記憶が喚起されたにもかかわらず、その後、再び記憶がないと証言したのは、もともと文書を受領について記憶があったにもかかわらず、記憶がないと証言していたことから、記憶の喚起を認めた後も、誤って当初のとおり記憶がない旨の証言を続けたものと考えられ、自己の記憶に反した虚偽の陳述をしたものとの疑いが強いといえる。

## 2 都築政務監

### (1) 偽証内容

都築政務監は、当委員会において、証人尋問の証人として宣誓の上、真実は、自身がケースワーカー時代に担当していた受給者宅を訪問していないにもかかわらず訪問していた旨をケース記録に記載したことにつき記憶を有していたにもかかわらず、「このケース記録に書いとるということは、行つての記録になります」と自己の記憶に反した虚偽の陳述をしたものとの疑いが強い。

### (2) 認定した事実

都築政務監は、ケースワーカー時代に担当していた地区の受給者である甲氏につき4回居宅を訪問した旨のケース記録を作成しているが、そのうち3回の訪問日は、甲氏が保護費の受領のため市役所に来庁し、都築政務監と面会した日であるが、同一の受給者につき3回も1日に2度面会を行うことはありえず、これら3回の訪問のうち少なくとも1回は事実ではない。

そして、同一の受給者につき1日に2度面会をするということが3回あるという極めて稀有な出来事が存在したか否かについて記憶違いをすることは考えられない。そのうえで、都築政務監は、自身がケース記録に記載どおりの訪問を行っていないことを認識しながら「このケース記録に書いとるということは、行つての記録になります」と証言しているのであるから、自己の記憶に反した虚偽の陳述をした疑いが強いと言える。

## 第7 告発

遠藤市長及び都築政務監は、「第6 虚偽の陳述」で述べたとおり、自己の記憶に反して虚偽の陳述をしたものであるから地方自治法第100条第7項違反の罪を犯したと思料されるので、同条第9項に基づき、刑事告発するのが相当である。

そこで、当委員会は、遠藤市長及び都築政務監の両名を告発することに決定し、告発議案を議員提出議案として議長へ提出することを決定した。

《資 料 編》



## 第1 委員会等の開会状況

(下表中の※は、「3 記録及び資料の提出」の番号)

会 議	開会日	会議の概要
委員会 【第1回】	R7. 3. 31	(1) 正副委員長の互選について (2) 委員会の運営について
打合せ	R7. 5. 27	(1) 百条調査について (2) 委員会の運営について (3) 資料の提出要求について (※資料 No. 1) (4) 主尋問及び調査報告書の作成に係る弁護士への業務委託について
委員会 【第2回】	R7. 6. 4	(1) 委員会の運営について (2) 資料の提出要求について (※資料 No. 1) (3) 主尋問及び調査報告書の作成に係る弁護士への業務委託について
委員会 【第3回】	R7. 6. 10	(1) 業務委託を行う弁護士の人選について (2) 調査経費の追加について
準備会	R7. 7. 4	(1) 資料の提出要求について (※資料 No. 2) (2) 記録の提出請求について (※記録 No. 1) (3) 証人の出頭請求について (森本耕司氏)
委員会 【第4回】	R7. 7. 9	(1) 資料の提出要求について (※資料 No. 2) (2) 記録の提出請求について (※記録 No. 1) (3) 証人の出頭請求について (森本耕司氏)
準備会	R7. 8. 4	(1) 森本耕司氏の証人喚問における主尋問について (2) 証人尋問の順序について (3) メモの持込みについて (申出許可の方針を決定) (4) 委員会閉会中における資料提出要求の取扱いについて
委員会 【第5回】	R7. 8. 4	(1) 森本耕司氏の証人喚問における主尋問について (2) 証人尋問の順序について (3) メモの持込みについて (森本耕司氏) (4) 委員会閉会中における資料提出要求の取扱いについて
委員会 【第6回】	R7. 8. 21	(1) 証人尋問について (森本耕司氏) (2) 証人の出頭請求について (■■■■氏、■■■■氏) (3) 記録の提出請求について (※記録 No. 2、No. 3)

会議	開会日	会議の概要
委員会 【第7回】	R7. 9. 5	(1) ████████氏、██████氏の証人喚問における主尋問について (2) 証人尋問の順序について (3) メモの持込みについて (██████氏、██████氏) (4) 撮影の禁止について (██████氏、██████氏) (5) 調査事項の追加について (「都築政務監が再任用職員として作成したケース記録に関する事項」)
委員会 【第8回】	R7. 9. 30	(1) 証人尋問について (██████氏、██████氏) (2) 証人の出頭請求について (庄野泰司氏)
準備会	R7. 10. 10	(1) 庄野泰司氏の証人喚問における主尋問について
委員会 【第9回】	R7. 10. 10	(1) 庄野泰司氏の証人喚問における主尋問について (2) メモの持込みについて (庄野泰司氏)
委員会 【第10回】	R7. 10. 29	(1) 証人尋問について (庄野泰司氏) (2) 証人の出頭請求について (██████氏、都築伸也氏) (3) 記録の提出請求について (※記録 No. 4)
準備会	R7. 11. 14	(1) ████████氏、都築伸也氏の証人喚問における主尋問について (2) 都築伸也氏に対する主尋問のうち、尋問事項3の尋問時の運営について
委員会 【第11回】	R7. 11. 14	(1) ████████氏、都築伸也氏の証人喚問における主尋問について (2) 証人尋問の順序について (3) メモの持込みについて (██████氏、都築伸也氏) (4) 撮影の禁止について (██████氏) (5) 撮影及び放送の許可について (都築伸也氏) (6) 都築伸也氏に対する主尋問のうち、尋問事項3の尋問時の運営について → 個人情報に言及するため秘密会とすることとし、第12回委員会で正式に決定する
委員会 【第12回】	R7. 11. 27	(1) 証人尋問について (██████氏) (2) 証人尋問について (都築伸也氏) ※尋問事項1・2 (3) 秘密会の開会について (4) 証人尋問について (都築伸也氏) ※尋問事項3 (5) 秘密とする事項の特定について (6) 証人の出頭請求について (遠藤彰良氏) (7) 記録の提出請求について (※記録 No. 5、No. 6、No. 7)

会 議	開会日	会議の概要
準備会	R7. 12. 10	(1) 遠藤彰良氏の証人喚問における主尋問について
委員会 【第13回】	R7. 12. 10	(1) 遠藤彰良氏の証人喚問における主尋問について (2) メモの持込みについて（遠藤彰良氏） (3) 撮影及び放送の許可について（遠藤彰良氏）
委員会 【第14回】	R8. 1. 8	(1) 証人尋問について（遠藤彰良氏） (2) 証人の出頭請求について（青木英樹氏、都築伸也氏、森本耕司氏）
準備会	R8. 1. 16	(1) 青木英樹氏、都築伸也氏、森本耕司氏の証人喚問における主尋問について (2) 都築伸也氏、森本耕司氏に対する主尋問のうち、尋問事項2の尋問時の運営について
委員会 【第15回】	R8. 1. 16	(1) 青木英樹氏、都築伸也氏、森本耕司氏の証人喚問における主尋問について (2) 証人尋問の順序について (3) メモの持込みについて（青木英樹氏、都築伸也氏、森本耕司氏） (4) 撮影及び放送の許可について（青木英樹氏、都築伸也氏） (5) 都築伸也氏、森本耕司氏に対する主尋問のうち、尋問事項2の尋問時の運営について → 個人情報に言及するため秘密会とすることとし、それぞれ第16回委員会で正式に決定する
委員会 【第16回】	R8. 2. 2	(1) 証人尋問について（青木英樹氏） (2) 証人尋問について（都築伸也氏）※尋問事項1 (3) 秘密会の開会について (4) 証人尋問について（都築伸也氏）※尋問事項2 (5) 秘密とする事項の特定について (6) 証人尋問について（森本耕司氏）※尋問事項1 (7) 秘密会の開会について (8) 証人尋問について（森本耕司氏）※尋問事項2 (9) 秘密とする事項の特定について (10) 記録の提出請求について（※記録No.8）
準備会	R8. 3. 2	(1) 委員会調査報告書（案）について (2) 虚偽の陳述の認定について (3) 記録の返還について

会 議	開会日	会議の概要
委員会 【第17回】	R8. 3. 11	(1) 委員会調査報告書（案）について (2) 委員会調査報告書（案）に対する修正案について → 否決 (3) 証言の取扱いについて → 遠藤彰良氏、都築伸也氏の一部証言を虚偽の陳述と認定 (4) 告発について（遠藤彰良氏、都築伸也氏） (5) 調査事項の追加について（「森本生活福祉第二課長から、令和2年文書に記載され、市長に送付されていた、本市職員の国民健康保険証交付手続に関する事項」） → 否決 (6) 記録の返還について

## 第2 証人の出頭等

## 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

委員会	出頭を求めた者	証言を求めた事項
第6回 R7. 8. 21	森本耕司氏	(1) 生活保護費の国庫負担金請求事務に対する認識について (2) 令和7年3月13日及び3月17日開会の文教厚生委員会における発言について
第8回 R7. 9. 30	■■■■氏	生活保護費の国庫負担金請求事務について
	■■■■氏	生活保護費の国庫負担金請求事務について
第10回 R7. 10. 29	庄野泰司氏	生活保護費の国庫負担金請求事務について
第12回 R7. 11. 27	■■■■氏	生活保護費の国庫負担金請求事務について
	都築伸也氏	(1) 生活保護費の国庫負担金請求事務について (2) 再任用職員として作成したケース記録について
第14回 R8. 1. 8	遠藤彰良氏	生活保護費の国庫負担金請求事務について
第16回 R8. 2. 2	青木英樹氏	生活保護費の国庫負担金請求事務について
	都築伸也氏	生活保護費の国庫負担金請求事務及びケース記録に関するこれまでの証人尋問における証言の食い違いについて
	森本耕司氏	(1) 生活保護費の国庫負担金請求事務に関するこれまでの証人尋問における証言の食い違いについて (2) 都築政務監が再任用職員として作成したケース記録に関する調査結果について

## 第3 記録及び資料の提出

## ○地方自治法第100条第1項により提出を求めた記録及び提出状況

番号	提出を求めた記録	提出を求めた 選挙人その他の 関係人	請求日	提出日
1	生活保護費の国庫負担金過大請求に係るヒアリング調査に関する資料一式	徳島市長 遠藤 彰良	R7/7/9	R7/7/10
2	1 生活福祉第二課職員1名が3日間で取りまとめた過去5年間の未調定額の集計に係る算定根拠となる資料	徳島市長 遠藤 彰良	R7/8/21	R7/9/5 R7/9/19
	2 都築政務監による虚偽記載とされるケース記録167件に関する調査報告書とその基になった資料一式			
	3 令和4年会計検査後に行われた時効を迎えた返納金に関する係長会議の議事録			
3	令和2年1月及び令和7年1月の遠藤市長への上申時に提出した文書等 (1)提出資料 (2)市長とのメールの履歴 (3)令和2年1月に提出した資料の作成日時が確認できるパソコン画面	森本 耕司	R7/8/21	R7/9/2
4	令和7年2月に政務監室で示された市長への上申書	徳島市長 遠藤 彰良	R7/10/29	R7/11/14
5	市長が森本生活福祉第二課長とやり取りしたメールの履歴	徳島市長 遠藤 彰良	R7/11/27	R7/12/12
6	都築政務監が生活保護受給者とやり取りした録音データ	都築 伸也	R7/11/27	R7/12/12
7	都築政務監が生活保護受給者から受け取った文書	徳島市長 遠藤 彰良	R7/11/27	R7/12/12
8	令和2年1月の市長上申時に市長に対して送付した全書類	森本 耕司	R8/2/2	R8/2/9

## ○執行機関に対し提出を求めた資料及び提出状況

番号	提出を求めた資料	要求日	提出日
1	生活保護制度について	R7/6/4	R7/6/4
2	市が調査を行った生活保護費の国庫負担金過大請求に関する資料	R7/7/9	R7/7/9
3	1 生活保護費国庫負担金交付申請書	R7/7/9	R7/7/18
	2 生活保護費国庫負担金交付決定通知書		
	3 生活保護費国庫負担金に係る事業実績報告書		
	4 生活保護費経理状況報告書		
	5 生活保護費国庫負担金交付額確定通知書		
	6 決算審査特別委員会における収入状況報告書		
	7 生活保護費返還金等に係る調定資料（返納金収入未済額に係る調定を含む）		
4	生活福祉第二課長が問題を把握されたと思われる約10年前の国の通知	R7/7/16	R7/7/29
5	令和4年の会計検査の記録（提出した書類及び議事録）	R7/7/16	R7/7/29
6	1 平成17年会計検査結果及び9月厚生労働省からの通知	R7/7/17	R7/7/31
	2 平成19年会計検査結果		
	3 平成21年会計検査結果		
	4 平成22年会計検査結果及び10月厚生労働省からの通知		
	5 平成24年会計検査結果		
	6 平成27年3月厚生労働省からの通知		
	7 平成28年3月会計検査結果		
	8 平成30年3月会計検査結果		
	9 令和3年厚生労働省監査結果		
	10 令和4年5月会計検査結果		
	11 令和5年10月会計検査結果		
7	会計検査の結果を受けて、令和6年に厚生労働省から市に対して出された、生活保護費国庫返納金に関する通知書	R7/7/18	R7/7/31
8	令和7年7月16日付で提出要求した資料「令和4年の会計検査の記録（提出した書類及び議事録）」中、国に対する回答文書の作成に係る決裁文書	R7/9/11	R7/9/12
9	生活保護費の国庫負担金過大請求に係る ████████ 氏に対するヒアリングの議事録	R8/1/16	R8/1/16
10	1 生活福祉第一課における、決裁番号000789に係るその前回及び前々回の決裁表紙	R8/1/29	R8/1/30
	2 生活福祉第二課において、令和5年9月5日、同年12月5日、令和6年2月5日に行われた生活保護費現金支給に係る出金処理に関する資料		
11	過去5年分の生活保護費国庫負担金の返還金に係る県への報告資料	R8/2/12	R8/2/16

## 第4 証人の供述（証言）内容

証人の供述（証言）のうち主なものは以下のとおりである。なお、特に断り書きがないものについては発言内容を要約しており、各証人が記載の文言のとおり発言したのではない。

### 1 遠藤市長

- ・令和2年1月の森本生活福祉第二課長からの手紙については、いつ、どんなものが送られてきたのかにつき記憶は全くない。ただ、彼が自身の仕事をアピールしてきた手紙はあったなという印象はある。
- ・その時期に手紙を受け取ったという記憶はない。
- ・令和2年文書を見ても、この問題は、いろいろある課題の4番目に書かれている。森本生活福祉第二課長も大きな問題との意識を持っていなかったのではないかと。
- ・私は、今回の件について森本生活福祉第二課長からの訴えかけをもって、危機意識を全く抱かなかった。
- ・通常、このような件については副市長に必ず相談するため、この手紙も副市長に渡していると思う。
- ・証拠として提出されたメール内容（当時証拠として提出されていた令和2年1月13日以降のもの）は事実である。
- ・森本生活福祉第二課長に対してメールで自宅の住所を伝えたのは事実である。
- ・令和7年1月付の文書は森本生活福祉第二課長から受け取った。その際、その内容の説明を受けた。
- ・森本生活福祉第二課長からの文書を受けて、副市長に相談し、都築政務監に対して、国や県と調整のうえ、調査し、公表してほしいと指示した。
- ・この問題を知っている人が上司に対して報告したとの証言もあるが、伝え方が非常に大事である。本当にその人に伝わっているかが問題である。いかにその人に危機意識を持ってもらう伝え方をしたかが非常に大事だと思う。
- ・問題意識を持っていた人がいろんな方に声をかけて、一緒に解決しようとしなかったということが大きい。
- ・公益通報の制度はあるし、発表しようと思えば職員は誰でもできる。あえてルールを決める必要はないが、今回のこの件を職員一同大いに認識していただいて、自分の仕事についてしっかり考えていただければと思っている。
- ・この問題はおそらく最初からずっと繰り返されていたものと思う。誰か力を入れて正そうとした人がいなかったのか不思議である。
- ・私がちゃんと収めるから人事異動してくれというような要望はあり得ない。私はこれを聞くわけにはいかない。
- ・特に、今回のように、自分も含めて16名もの人事異動を直接市長に要求してくるのはあり得ないことだと思っている。他には全くない。
- ・森本生活福祉第二課長に対して、「トリビューンに報道されてしまいました。

あなたのリークですか」とのメールを送ったのは、事実である。

- ・リークしたか否かを聞いてどうするつもりもなかったが、一応聞いてみた。
- ・マスコミへのリークについて特別罰則があるとの認識はないが、取材を受けた際は報告する義務が職員にはある。リークはこれに反することになると思う。

## 2 都築政務監

### (1) 調査事項 1 関連

- ・遠藤市長は、1月27日に森本生活福祉第二課長から今回の件を聞いたとのことで、翌日の28日に、遠藤市長からお話があった。遠藤市長の指示内容としては、今回の件について本当かどうか調べてくれ、そのうえで、本当であればオープンにしてくれ、とのことであった。
- ・遠藤市長から話を聞かれた際、これは、63条返還金や78条徴収金のことだと思い、これらについては適切に処理されていると聞いていたため、遠藤市長には問題ないと思われる旨を説明したが、遠藤市長からは、問題があってはいけないので一度調べるようにと指示を受けた。
- ・2月4日に、佐藤福祉事務所長、庄野生活福祉第一課長、森本生活福祉第二課長を政務監室に呼び、事実確認を行った。
- ・前記の3名に対して、まず県を通して国に調定ができていないとの事実を報告しなさいと指示をし、その際に金額が必要となると思われたため、金額の算出を指示した。出納閉鎖後に年度の締めをしなければ途中経過の報告となってしまうため、国への最終の報告は7月10日に行っている。
- ・令和5年度に再任用職員としてケースワーカーをしていたとき、森本生活福祉第二課長から過大請求の問題については聞いたことがない。

### (2) 調査事項 2 関連

- ・(録音データ上、都築政務監は一度も自宅を訪問したことがないと述べている受給者10名のケース記録を閲覧させ、また、録音データを再生のうえで、受給者宅を訪問し、面談したことは事実かと問われたことに対し) ケース記録に記載があるため事実である。
- ・ケース記録に訪問との記載があるのであれば、それは行っての記録である。
- ・生活福祉第二課のやり方として、不在票を入れて電話が掛かってきたときは、よっぽどの就労指導等でない限りは、会って話をしたという取扱いにしている。これは先輩職員からの指導に倣った対応である。
- ・ケース記録に記載する日付けは、不在票を入れた日とするか、何日か後に来庁したらその日とするかというのは、その時々でバラバラというのが現状である。
- ・ケース記録に電話で面談と記載するのは、こちらから電話した場合である。
- ・不在票を投函したが連絡してこない場合は、何日後かに、不在として一旦記録する。
- ・ある元受給者から、市の人事部長宛てということで投書があった。トラブルのある家だったためよく記憶している。投書には、生活福祉第二課が行った自身

の訪問の有無に関する調査につき「来たことがない」と答えたがその調査の趣旨は何か、と問う内容が含まれていたため、総務部の副部長と一緒にこの元受給者宅へ行った。

- ・元受給者宅に入る前から録音をはじめ、途中で録音の許可を取った。
- ・（同一日付の訪問記録が重複して記載されている理由を問われたことに対し）これはミスである。手書きで作成したものをパソコンで打ちなおす際に誤ったものと思われる。
- ・私については、ケースワークの仕方は分かっていると周囲に思われていたため、森本生活福祉第二課長を含め、課長や課長補佐、係長から指導はなかった。
- ・生活福祉第二課の調査の中で、私に対する聞き取りはなかった。
- ・自身が担当した受給者については、受給者宅で1回も面会したことがない者は、1人の例外を除いていない。例外の方は、1回も会わずに入院されてお亡くなりになられた方である。
- ・自身が担当していた受給者のうち、現金支給となっていた方は、片手で数えるほどの人数であった。

### 3 青木健康福祉部長

- ・説明資料は、自身が作成したが、          管理係長、庄野生活福祉第一課長、森本生活福祉第二課長にも情報共有のうえ作成している。
- ・説明資料は、議会に提出する前に都築政務監、松本副市長に御説明をして、御意見をいただきながら了解を得て、さらに遠藤市長に説明のうえ了解を得ている。
- ・都築政務監や松本副市長からの御意見は、内容の根本に関わるものではなく、文言の修正にとどまるものだった。
- ・遠藤市長からは、この資料で、しっかりと現状を説明するよう指導があった。
- ・説明資料3ページ及び4ページの表は、徳島市がこれまで続けていたやり方と国が示す本来のやり方が金額的に一致することを表したものである。この表は、このように二つの方法でも金額が一致すると考えた職員の思考過程を説明するために作成したものであり、この考えがあくまでも、見直しの先送りの要因の一つとなったということを知りやすく説明するものである。
- ・ある職員は、ヒアリングで、廃止ケースについて、保護が廃止された後に保護が再度適用されることがあり、その際に、返納金が返還される可能性があることを認識していた旨を述べたため、その認識に基づいて、説明資料の表を作成している。
- ・森本生活福祉第二課長からは、説明資料につき、自身の発言が反映されていない、自身の考えは異なるなどの意見を聞いていた。
- ・債権管理が、頑張らなくてもよいものだという認識を持たれても困るため、現状でもできている63条返還金、78条徴収金であっても不納欠損額の50%から60%しか国に認められていない状況であり、返納金についても、もっと頑張る必要があるとの意味を込めて、この50%から60%という現状を記載

している。

- ・説明資料の表は、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」それぞれに数字を出して結果的に数字が一致したことを示している。それが良いことか悪いことかという話ではなく結果だけを示したものである。
- ・「これまでの方法」であれば、本来行うべき調定を行っておらず、減額すべき国庫負担対象事業費を減額していないため、過大請求とはなっているが、国から金額を戻してもらう必要はないため、調定により減額したものの、債権管理のうえ不納欠損をして追加交付される「国が示す本来の方法」と国庫負担対象事業費の金額は一致するのである。
- ・会計検査の場の対応については、■■■■氏と同じような認識を持っており、基本聞かれたこと以外は答えないのが暗黙の了解としてあったと思う。
- ・自身の考えとして、普通に考えると、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで国庫負担対象事業費の金額が一致するとは考えにくい。ただ、私よりももっと経験の長い管理係長なりが一致すると思ったため、それを否定するわけにもいかず、その考えを表にした。そのうえで自身も一致するものと理解した。
- ・これまでの本市の事務は間違っていた。そして、このことを知っていた職員がいたのであるから、本市は、正しくないとわかっていながらこれまでの事務を行っていたことになると思う。

#### 4 庄野生活福祉第一課長

##### (1) 令和7年7月9日委員会における理事者としての説明

- ・（議事録原文ママ）2年度目と3年度目の国庫負担金の対象事業費は、これまでの本市の方法と国が示す本来の方法では異なることとなりますが、最終的な総額でいえば、国庫負担金の対象事業費は同額となります。
- ・（議事録原文ママ。説明資料4ページの説明の直後）3ページの例でも、最終的な総額でいいましたら、これまで本市が行ってきた方法と国が示す本来の方法を比較しますと、会計年度ごとの計上額には違いがありますが、最終的な国庫負担金の対象事業費の総額には差が生じない点が、後ほど今回の事務が続いた原因を御説明いたしますが、管理職の中に、事務のやり方が本来の方法ではないにしても、結果的に国庫負担金の過大請求に当たらないと考えたことから、事務の改善を先送りしてしまった者もいるようでございます。

##### (2) 証言

- ・私の記憶では、令和2年3月に実施予定であった会計検査の準備の際に、当時管理係長であった■■■■氏から、継続ケースにつき返納金発生翌年度からは調定しなければならない、との報告を受けた。その後、すぐに当時生活福祉第一課長であった鈴江氏に報告した。
- ・私は、生活福祉第一課長補佐に異動した際、前任者から、過大請求の問題について引継ぎを受けていない。自身が別の部署に異動する際は、過大請求の問題

につき、口頭で後任者には引き継いでいる。

- ・自身が、生活福祉第一課長に異動した際、前任者から過大請求の問題について引継ぎを受けていない。
- ・令和7年2月に都築政務監に呼ばれ、返納金の調定ができていない旨の話があった。そして、状況確認及び可能なら早めに金額を算出し、経緯を報告するよう指示があった。その指示を受けて、自身は部下に調査を指示した。
- ・トリビューンしこくの取材は2月18日だったと思うが、廃止ケースの死亡分を指して、調定できているものもあるが、今確認中であり精査しなければならないものもあるというような回答をした。
- ・本市には、返納金の減額調整につき、時効期間を超えては行わないことをルールとしており、実際に同期間を超えて減額調整はしていない。
- ・説明資料については、実際の本市のやり方が、国が示すやり方とイコールであるという説明ではないため、その作成にあたり、時効期間を超えた返納金があるかどうかは確認していない。
- ・（時効期間を超えたことにより減額調整されなかった返納金について、これと同額の国庫負担対象事業費を請求から控除しているのかとの問いに対して）現在までは、そのような調整を行っていないため、国庫負担金額から控除できていない。
- ・説明資料の3ページはあくまでも一例を示したものであり、これに当てはまらないものも存在する。同資料は、金額が一致すると考えてしまったことにより、事務の見直しが先送りされたことを説明するものである。
- ・実際は、「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とでは、国庫負担対象事業費の金額は一致しない。
- ・本市は、これまで調定ができていなかったため、不納欠損もできていない。
- ・説明資料4ページの※2の50%から60%については、調定できている63条返還金や78条徴収金についての数字を記載している。
- ・説明資料4ページでは、「国が示す本来の方法」として、不納欠損が100%認められる例を挙げているため資料上は「これまでの方法」と一致する内容になっているが、返納金は調定すらしておらず、また、調定している63条返還金や78条徴収金でも50%から60%しか不納欠損が認められていない。よって※2は、参考情報として示したものであり、一致する、しないというような話ではない。
- ・国のルールでは、過渡しとなった保護費について、返納金を調定していない場合、国庫負担対象事業費として取り扱われることはない。
- ・（システムを活用する以外の方法で調定していない返納金額の集計が不可能だったのかとの問いに対して）できるだけ正確な数字を出す必要があるという考えがあり、なかなか事務が進まなかった。算出できないものではなかったと認識している。
- ・システム標準化に伴い、システムが変わるため、それに向けてデータを整理しつつ、見直しを進めていかなければならないと考えていた。

- ・生活福祉第二課の職員が3日で算出した数値はあくまでも概数であり、数値の精度が根本的に異なる。しかし、概数を算出いただいたことで、いったん概算で県へ報告することができた。
- ・これまでの本市の事務処理は誤っていたと考えている。
- ・今まで関わってきた職員の認識が甘かったと考えている。
- ・この問題を認識した令和2年1月頃、私は課長補佐であったため、福祉事務所長兼課長に報告し、自身がすべきことは係長と担当者に検討を指示することであると考え、そのようにした。

## 5 森本生活福祉第二課長

### (1) 調査事項1 関連

- ・令和元年11月の県監査の際に、監査員の質問に対する当時管理係長であった■■■■氏の説明に疑問があったため、監査後、■■■■氏に質問し、生活保護費の変更に係る返納金が全く調定されていないこと、長年に渡り国庫負担金を過大請求していること、歴代の管理係長はこの問題を自分一人で抱え込むのではなく、生活福祉第一課の管理職に報告しその旨を伝えていることを聞いた。
- ・令和元年11月当時、■■■■氏は、継続ケースの返納金につき時効で消滅しているものもあると認識していた。
- ・このことを知った後、当時の生活福祉第一課長であった鈴江氏に対し、この問題について2度ほど説明し、このままであれば不正請求を繰り返すことになる、公表のうえ早急に是正すべきと伝えた。
- ・令和5年度に再任用職員としてケースワーカーをしていた都築政務監に対しても、当時、秋口頃に、この問題について共有した。
- ・自身の記憶によると、■■■■氏に対して、同人が健康福祉部長であった当時に、少なくとも3回はこの問題について話している。
- ・令和4年会計検査の当時、生活福祉第一課長であった■■■■氏は、部下に指示して調定できていない返納金の一部である、令和元年度、令和2年度の分のみを急いで調定した。また、検査員に対し、あたかも返納金全体が調定できているものと誤解を招く説明をした。
- ・令和2年1月、生活福祉第二課長補佐であった当時、私は、生活保護適正化の業務報告を作成し、その中に過大請求問題について指摘し是正すべき旨を記載している。そして、同書を遠藤市長の自宅に郵送した。
- ・令和2年1月、遠藤市長に対し、是正のためには信頼できる職員が必要であると伝えると、遠藤市長よりどのようにしたらよいかと聞かれたため、本件に関わりのない職員5、6名を挙げて人事的提案を行った。
- ・内藤前市長とは個人的なつながりがなかったため、この問題について報告していない。令和2年に遠藤市長に報告しているので、市長間で引継ぎがなされているはずである。
- ・令和7年1月、遠藤市長と面会し、文書を示して2時間ほど過大請求問題について説明した。遠藤市長には、問題の公表と是正を図る考えがあるなら、問題

解決を私に任せてほしいとお願いした。

- ・令和7年1月、遠藤市長は、どのようにしたら改善できるかと問うたため、第三者的な立場にある職員で、責任感と意欲のある者が必要だと説明したところ、遠藤市長が、どういう人がいいのかと尋ねたため、メールで16名の職員の名前を挙げて人事提案をした。
- ・令和7年1月、遠藤市長に、過大請求の問題は直ちに公表すべきであると述べたが返事がなかったため、私が再発防止体制を構築した後であれば公表してもよいのではないかと趣旨で遠藤市長にメールを送った。
- ・令和7年2月に、都築政務監に対して、この問題はお話ししたはずですと申し上げたが、都築政務監は、63条返還金や78条徴収金のことだと思ったとの返答をした。
- ・説明資料の3ページについて、時効が成立する5年以内に減額調整が完了すれば継続ケースでも「これまでの方法」と「国が示す本来の方法」とで国庫負担対象事業費額が一致する。しかし、同資料には時効となった返納金が存在しないことが示されていないし、現に時効となった返納金は多数存在しており、これらについては減額調整ができないため、結果として国庫負担対象事業費の金額が一致することはない。
- ・令和4年度の係長会議において時効となった返納金についてはそのままにしておくという決定がなされたと聞いており、協議内容が記載された書類が残っている。よって、生活福祉第一課及び第二課ともに、返納金の時効について認識している職員がいると思う。
- ・説明資料の4ページについて、廃止ケースの返納金は、適切に債権管理、不納欠損処理がなされていれば、この内容は間違いではない。しかし、実態はこれとは異なる。本市は、廃止ケースのうち死亡分の返納金について、相続人調査や相続人に対する債権管理を全く行っていない。また、廃止ケースのうち死亡分以外の返納金について調定すらしていない。当然、適切な債権管理がなされておらず不納欠損処理をしても、国庫負担対象事業費と認められることはない。
- ・説明資料のうち、情報共有の点についても私の意見を伝えたが、都合のいいことだけを記載し、私が言ったことのほとんどは記載されなかった。
- ・問題の是正のためには、社会福祉法の標準数を満たすようにケースワーカーを増員し、返納金の発生を抑制するとともに、ケースワーク業務と債権管理業務の分担を明確化する必要があると思う。
- ・私は、本件につきリークしていない。

## (2) 調査事項2 関連

- ・都築政務監は、令和5年度にケースワーカー業務に従事していたとき、公文書であるケース記録に、167件、割合で言えば担当世帯の9割につき偽装記録を作成した。私は、この件につき調査報告書を作成した。この件につきメールで遠藤市長にも報告したが、いまだに反応はない。
- ・この件は報道されたため、4件ほど苦情の電話もあった。また、現在の担当ケースワーカーが受給者に対して前任者が訪問してきたかを質問したところ、全

く知らないと答えた者が何人も出てきたことで、調査を行わなければならないと考えた。

- ・新型コロナウイルス感染症が令和4年に5類になると、厚生労働省より、ケースワーカーは、年4回は受給者宅を訪問するよう通知があった。
- ・職員の中にも記事を訪問の際に書けていない者はいるが、都築政務監は、訪問していないのに訪問したかのように装って記録を作成している。このことは受給者に何回も確認した。
- ・ケース記録は、捜査の証拠となることもあるため、その内容は事実在即したものでなければならない。
- ・ケースワーカーが受給者の顔を含めて受給者のことを最もよく知っているため、現金支給はケースワーカーが行う。
- ・保護費の支給日は、現金支給の受給者がいつ来庁するかわからないため、ケースワーカーは、現金支給対応のため、常時職場に待機するのが通常である。
- ・受給者が現金支給日に来庁したうえで帰宅した後、生活状況が一変する場合などは受給者宅を訪問して再度面会することもないことはない。しかし、この方のケース記録を見る限り、「主の状況に変化なし」との記載となっているため、訪問の必要性はないと思われる。
- ・ケース記録は公文書であり、受給者宅を訪問したが不在であった場合は「訪問するも不在」、電話対応であれば「電話対応」、受給者が市役所に来られた場合は「来課により…」というように記録する。国や県もそのように指導している。
- ・ケース記録は捜査機関が証拠として用いることがあるため、事実と異なる記載があれば捜査に支障を生じる。ケース記録上、訪問して面会したことになっている日に、実は受給者が徳島にいなかったということになると捜査に支障を生じる。よって、ケース記録にはありのままを記載しておかなければならない。
- ・この前に部下の期末面談を実施した際、生活福祉第二課のケースワーカー全員に、実際には訪問していないが訪問したという記載をしたことがあるかを確認したところ、誰もそのような記載は行っていないと答えた。
- ・(ケース記録に記載する日が不在票を投函した日か、不在票を受けて連絡があった日かその時々によってバラバラであるという都築政務監の証言と生活福祉第二課の実務との整合についての問いに対して)ケース記録に記載する日付を、その日の気分で決めている職員などは一人もいないと思う。これは、都築政務監の公務に対する姿勢だと思われる。
- ・特定の受給者からの投書については、青木健康福祉部長より、生活福祉第二課の問題なので、回答しておくようにとの指示を受けた。

## 6 ■■■ 管理係長

- ・令和4年の会計検査の時は、経験のない庶務業務に配属されて1か月だったことから、国庫負担金の処理については、正直何も理解していない状態だった。
- ・令和4年度に実施した返納金の調定について、死亡分のみを調定した理由及び処理後の経過等は記憶にない。決裁の作成及び印鑑は押捺しており、分からな

い、ではいけないことは理解している。

- ・令和4年度の調定は、会計検査の対象であった令和元年からできる範囲で調定することとし、会計検査の時点で令和元年度、令和2年度分を、6月の時点で令和3年度分を実施した。5年間分の遡りがされていないのは事実である。
- ・会計検査については、自身で全て説明対応をしたわけではないため、5年間遡って調定しなかった理由は記憶にない。調定に関して誰がどのような指示をしたかについても記憶にない。
- ・令和4年会計検査では、国庫負担金について指摘はなかった。
- ・令和7年3月までの期間中に、過大請求については是正するように上司から指示を受けたことはない。
- ・説明資料の3ページについて、3年間で回収し切った事例であり、「これまでの方法」でも、翌年度もそのまま歳出戻入しているため、「国が示す本来の方法」と一致すると思う。
- ・説明資料4ページについて、国の求める債権管理を行っていないければ、二つの方法で金額は一致しないと思われるが、国の求める債権管理を行っているのであれば、金額は一致すると思う。
- ・過大請求の問題について、前任の管理係長から爆弾という言葉では引き継いでいない。引継ぎは令和4年会計検査の対応準備の形で行われたものとする。
- ・令和6年度頃からは、事務処理が誤っていることを理解していたが、是正へ向けた対応を行わなかったし、上司にこの問題を相談することもなかった。
- ・令和4年4月4日付けの照会の回答のゼロの記載については、戻入未済額について翌年度に調定を行っていない旨を回答したものである。私の名前での回答となっているが、■■■■氏と上司の者らが相談してどういう形で提出するか決定されたものである。
- ・令和4年4月当時、過去の書類について振り返って勉強したり、熟読した記憶はない。
- ・国に対する実績報告が正確にできていなかった点については認識しており、反省している。

## 7 ■■■■氏（元健康福祉部長、元生活福祉第一課長）

- ・令和4年の会計検査の際に担当者から話を聞く中で、過大請求の問題について知った。
- ・生活福祉第一課長となった際に、前任者から過大請求について引継ぎは受けていない。
- ・また、後任の生活福祉第一課長に対して、過大請求の問題につき引継ぎを行っていない。
- ・森本生活福祉第二課長から、この問題の是正をすべき旨の話をされた記憶はない。
- ・説明資料3ページの継続ケースについては、過大請求とならないものと考えていた。

- ・説明資料4ページの廃止ケースについても、国に返還しなくても国庫負担金を過大に受領したものではないと認識していた。
- ・令和4年会計検査の際に、廃止ケースのうち死亡分については一定数字が出せるとのことだったので、死亡分について調定するよう指示をした。
- ・廃止ケースのうち死亡以外のものについては、部下から説明を受ける中で、何らかの収入が入ってきたときに調定するものだとして理解していた。返納金の全体を調定しなければならないものではないことを前提に話を聞いていた。
- ・いろいろ話を聞く中で、死亡分については返還が見込まれないため調定しておくべきだが、それ以外のものは返還があり得るため、返還があったときに調定するものだとして理解していた。
- ・令和4年の会計検査の当時は、■■■■管理係長が着任後すぐであったため、国庫負担金制度についてよく知っている当時、生活福祉第二課の係長であった■■■■氏に支援を依頼した。
- ・会計検査にあたり、■■■■氏には、会計検査院の質問に真摯に答えて下さいと話したと記憶している。また、課の方針として、死亡分については当然出していく。そのうえでそれ以外のものについては、聞かれば本市のやり方を説明しようという話になり、課の中で私が最終決定をした。
- ・令和元年度より前の年度の返納金については、確実な数字を固めることができず、また、検査対象ではなかったことから調定しなかった。
- ・会計検査は、聞かれたことのみで答えるとの原則がある。説明が求められたときは正直に話してくださいということだが、それを、隠すような話をしてくださいという趣旨ではない。
- ・今となっては、会計検査の段階で全てを見直すという対応もあったかもしれないが、当時の課の状況から、それは難しかったと考えている。ただ、会計検査院をだますような意図はなかった。
- ・会計検査では指摘がなかったため、本市のやり方も一定認められたのだと思った。
- ・会計検査後に、■■■■氏より、検査は無事通ったができていないものは是正すべきだとは言われた記憶はない。
- ・本市の考え方としては、会計検査院から一定の理解を得たのであるから、今できる事務の流れとして、当然こういうやり方をしていくものと考えた。よって、この問題について、対応すべきとの指示は行っていない。
- ・令和4年の状況としては、人員、システムを含めた業務環境には大変厳しいものがあり、市としてすべきことは実施しなければならないものと分かっていたが、当時としてできることは実行するものとして判断した。

## 8 ■■■■職員（元管理係長）

- ・令和元年11月の県監査につき管理係長として対応した。この時、監査員に対して、調定できていない返納金の存在や、国庫負担金の過大請求については説明していない。

- ・ 県監査の後、森本生活福祉第二課長から質問され、生活保護費の変更に係る返納金が全く調定されていないこと、長年に渡り国庫負担金を過大請求していること、歴代の管理係長はこの問題を自分一人で抱え込むのではなく、生活福祉第一課の管理職に報告しその旨を伝えていることを説明した。
- ・ 森本生活福祉第二課長から、この件を令和元年当時の生活福祉第一課長に報告した旨を聞いた。
- ・ 過大請求の問題については、前任の管理係長から引継ぎを受けていた。当時、爆弾という言い方で引継ぎを受けており、この問題は管理係だけで抱え込むのではなく上司が考えていく大きな問題であること、心配であれば所属長に話をすること、これは長年放置されていた誰も触れられない問題であること、後任にもしっかりと引継いでいくことを伝えられた。
- ・ 令和4年の会計検査の対応を当時生活福祉第一課長であった █████ 氏から依頼され、やむを得ず対応した。当時私は、生活福祉第二課の係長であり、本来であれば国庫負担金に関する検査対応を行う立場にはなかった。当初、当日の対応は想定しておらず、調定できていない返納金について等自身が知り得る範囲で協力するとの認識であったが、実地検査をスムーズに進めるため、 █████ 氏より改めて依頼があり、生活福祉第一課の方針の下で私が説明対応することになった。
- ・ この時に、 █████ 氏には、調定できていない返納金の存在や過大請求の問題について説明していた。
- ・ 会計検査の直前に、生活福祉第一課の方針として、廃止ケースについては死亡分しか調定がなされていないが、検査では、廃止ケースは適正に処理できている旨を説明することが決まった。
- ・ 私は、実地検査前と当日の2回にわたって、 █████ 氏に対して、方針に誤りがないか確認し、検査官より廃止ケースについて聞かれた際は、適正に処理できていると説明するが、深く追及されたときは、死亡分しか調定できていないという処理通りの事実を説明する、それ以上はかばうことはできないと話したところ、それで行ってくれという返答があったと記憶している。
- ・ 調定できていない返納金の存在や過大請求について、会計検査院の検査官に対しては説明していない。廃止ケースのうち死亡分しか調定をしていないのに、廃止ケースについては適正に処理ができている旨を説明した。
- ・ 説明資料3ページの継続ケースについて、表の記載のように、国庫負担対象事業費の額が二つの方法で一致するとは思わない。
- ・ 説明資料4ページの廃止ケースについて、管理係では大きな問題として引継ぎをしており、結果的に国庫負担金対象事業費が一致するという、この表のロジック、考え方は出てこない。一致するとの結論付けはおかしいと思う。
- ・ 令和5年度の国の通知を見るまでは、継続ケースについては、発生の翌年度以降も将来の保護費からの天引きが認められていると思っていたが、通知を見て初めて、継続ケースも翌年度以降は調定しなければならないことを知った。

## 第5 証言拒否等の状況

1 記録の提出拒否の状況  
該当なし。

2 証人の出頭拒否の状況  
該当なし。

3 証人の証言拒否の状況  
該当なし。

4 証人からの職務上の秘密に属するものである旨の申立ての状況  
該当なし。

5 虚偽の証言、自白の状況  
本編「第6 虚偽の陳述」記載のとおり。

6 宣誓拒否の状況  
該当なし。

## 第6 調査経費

(単位：円)

内 容	令和7年度予算額 (議決額)	令和7年度決算額 (見込み)
実費弁償(証人)		2,200円
弁護士業務委託料 ※		2,230,000円
合 計	3,000,000円以内	2,232,200円

## ※ 弁護士業務委託の概要

委員会に係る法的助言及び書類等作成補助業務に関し、次に掲げる弁護士と、令和7年6月27日、業務委託契約を締結した。

## 1 委託先

大阪府中央区高麗橋3丁目1番14号 高麗橋山本ビル5階  
 弁護士法人興和法律事務所  
 代表社員 岩本 安昭

## 2 委託業務の内容

- (1) 証人への尋問に係る主尋問(案)の作成
- (2) 委員会調査報告書(案)の作成
- (3) 議会に告発義務が生じた場合の該当部分の書類作成
- (4) その他、調査における課題等に対する法的助言及び指導

## 3 委託期間

令和7年6月27日から令和8年3月31日まで

## 4 委託料

基本委託料 2,000,000円  
 加算分 徳島市内に出張したとき、1人1回につき10,000円  
 (10,000円×23回)

## 第7 その他

### 1 委員会名簿及び運営方針

#### ア 委員会名簿

定数10人

委員長	井上 武
副委員長	岡 孝治
	黒下 広宣
	藤田真由美
	佐々木昌也
	本田 泰広
	春田 洋
	小野 功晴
	多田 秀
	加戸真実子

委員名は議席番号順

#### イ 委員会の運営方針

##### (ア) 出席理事者

原則、関係理事者である第一副市長、政務監、総務部長、財政部長、健康福祉部長に出席を求め、証人喚問時は、適宜協議の上決定する。

##### (イ) 開会場所

南館5階協議会室とする。

##### (ウ) 会議の公開

a 原則公開とする。ただし、証人や参考人の個人情報、心理的影響に配慮する必要がある場合は、委員長において傍聴人を退場させる。

b 個人のプライバシーに関わる場合は、委員会に諮り秘密会とする。

##### (エ) 撮影等の制限（証人喚問時及び参考人招致時）

a 撮影場所は、証人・参考人の背後から、あらかじめ指定する場所とする。

b 撮影時間は、証人喚問時は証人の入室から宣誓を求めるまでの間、

参考人招致時は入室から意見陳述を求めるまでの間とする。

c 放送については、映像は可とし、肉声は不可とする。

d 証人または参考人から申出がある場合には、委員会に諮った上で、一切の撮影及び放送を禁止または許可する。

(オ) 証人尋問の方法

a 証人尋問の順序は、最初に委員長から当委員会としての共通事項について主尋問を行い、その後、各委員が主尋問以外の部分について補足尋問を行う。

b 証人尋問の時間は、証人1人につき、おおむね2時間以内とする。

(カ) 委員会資料の配付方法

資料の閲覧における利便性を高めるため、ペーパーレス会議システムを利用せず、紙媒体で配付する。

(キ) 議事録の記録方法

発言の重要性を考慮し、全文記録とする。

(ク) 傍聴席数

傍聴席は、原則10席とする。

## 2 調査特別委員会の設置決議（令和7年3月31日議決）

生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の設置を求める決議

本議会は、地方自治法第100条の規定により、下記の事項について調査するものとする。

### 記

#### 1 調査事項

過去にわたる生活保護費の国庫負担金過大請求に至る経緯に関する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員10名で構成する「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

#### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」に委任する。

#### 4 調査期間

「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、令和7年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

### 3 調査経費の決議（令和7年6月25日議決）

生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議

生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の調査経費について、200万円追加し、300万円以内とする。

以上、決議する。

#### 理由

令和7年3月31日開会の徳島市議会定例会において、生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の調査経費を、本年度において100万円以内と議決しているが、弁護士への業務委託等に伴って不足を生じることが見込まれ、さらなる経費措置が必要であるため。

#### 4 調査事項の追加の決議（令和7年7月24日議決）

生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の調査事項の追加を求める決議

本議会は、生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会の調査事項に、下記の調査事項を追加するものとする。

記

##### 1 調査事項

都築政務監が再任用職員として作成したケース記録に関する事項

##### 2 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」に委任する。

##### 3 調査期間

「生活保護費の国庫負担金過大請求に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

以上、決議する。

## 5 関連する法令等の条文

### 地方自治法

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 (略)

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

3 第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立てを受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。

5 議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明を

しないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

- 7 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の拘禁刑に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。ただし、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、あらかじめ、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

12～20（略）

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2、3（略）

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 (略)

地方自治法施行令

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2、3 (略)

第159条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手續の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

第160条 出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条(第173条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) (略)
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) (略)

民法

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
  - (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。

ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

#### 生活保護法

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4（略）

#### 会計規則

第19条 収入命令権者は、歳入を調定するに当たっては、次の事項を調査し、確認しなければならない。

- (1) 法令及び契約に対する違反の有無
- (2) 歳入の所属年度
- (3) 歳入科目
- (4) 金額
- (5) 納入義務者
- (6) 納入期限
- (7) 納入場所

第21条 過年度の過誤払に係る返納金の調定については、出納閉鎖の日の翌日又は過誤払が判明した日をもって、第19条の規定に準じて調定するものとする。

#### 徳島市常勤の特別職の職員の倫理に関する条例

第1条 この条例は、本市の特別職の職員が全体の奉仕者であって、市政が市民の信託によるものであることにかんがみ、特別職の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

## 6 添付資料

令和7年7月9日に健康福祉部が当委員会に提出した資料「1 生活保護費  
国庫負担金に係る過大請求について」の内容は別添のとおりである。

# 1 生活保護費国庫負担金に係る過大請求について

## 1 生活保護費に係る国庫負担金の請求方法等

令和7年3月議会の文教厚生委員会で報告したとおり、長年にわたり、本市が行ってきた生活保護費に係る国庫負担金の請求方法等は、国が示す本来の方法とは異なっていた。

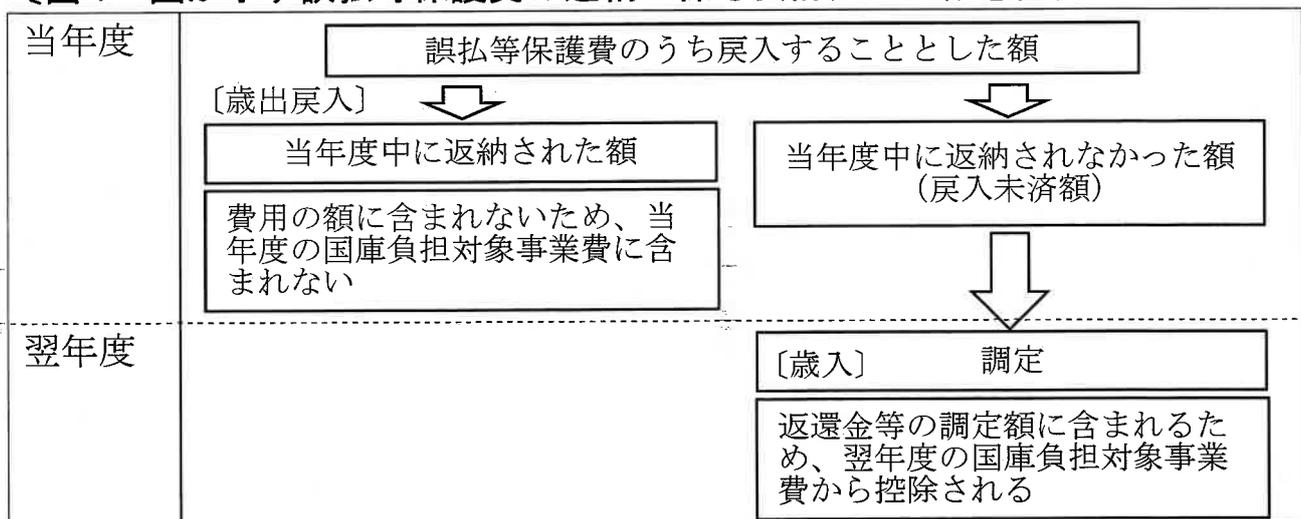
改めて、令和5年10月6日に、会計検査院から厚生労働大臣に対して発出された「生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額の算出について」を参考に、本来、国が示している国庫負担金の請求方法と、これまで本市が行ってきた事務の違いを示すこととする。

生活保護は、最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的に行われるが、市は、生活保護法第63条の規定により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から市の定める額を返還させることや、同法第78条の規定により、不実の申請等により保護を受けた者から、その費用の額の全部または一部を徴収することができる。

また、誤払い又は過渡しとなった保護費は、こうした事案が発生した年度（当年度）については、支出する保護費に戻入（減額支給）することは可能であるが、当年度中に返納されなかった額（戻入未済額）は、翌年度に調定（市の歳入として確定）し、市が本人から徴収するとともに、この調定した額は、翌年度の国庫負担金の対象事業費から控除することになっている。

本市では、法第63条や法第78条、及び死亡により保護費の支給を廃止した場合は、調定を行っていた（毎年1億円程度）ものの、これ以外の場合について、翌年度以降も保護費の戻入（減額支給）で対応していたものや、調定を行っていないものがあった。

〔図1 国が示す誤払等保護費の返納に係る会計処理の概念図〕



このことについて、具体的な例を挙げると次のようになる。

**(1) 保護費の支給を継続している場合（後述(3)-①イメージ図参照）**

**① 前提条件**

- ア 月々の保護費は100,000円
- イ 当年度の9月に、60,000円の過渡しが判明

**② これまでの本市の方法**

- ア 当年度の10月～3年度目の5月まで20回分の支給額を毎月3,000円（合計60,000円）減額
- イ 毎年度の国庫負担金対象事業費は、支給額どおり

**③ 国が示す本来の方法**

- ア 当年度は減額支給（月々97,000円）が可能（10月～3月支給分まで合計18,000円減額）
- イ 当年度の国庫負担金対象事業費は、支給額どおり
- ウ 2年度目に、当年度の減額支給で回収できていない額（戻入未済額。42,000円）の調定を上げ、以降は市が債権として管理
- エ 2年度目の国庫負担金対象事業費は、本人への支給額から調定額（42,000円）を控除
- オ 2年度目以降の本人への支給額は、本来の額（100,000円）
- カ 3年度目以降の国庫負担金対象事業費は、支給額どおり
- キ 2年度目以降、市は、調定額（42,000円）を本人から回収

**(2) 保護費の支給を廃止した場合（後述(3)-②イメージ図参照）**

**① 前提条件**

- ア 月々の保護費は100,000円
- イ 当年度の9月に、60,000円の過渡しが判明
- ウ 2年度目の6月に市外へ転居により、2年度目の6月に保護費の支給を廃止

**② これまでの本市の方法**

- ア 当年度の10月～2年度目の5月まで8回分の支給額を毎月3,000円減額（合計24,000円）
- イ 毎年度の国庫負担金対象事業費は、支給額どおり
- ウ 転居後の戻入未済額（36,000円）は回収できない場合が多い

**③ 国が示す本来の方法**

- ア 当年度は減額支給（月々97,000円）が可能
- イ 当年度の国庫負担金対象事業費は、支給額どおり

- ウ 2年度目に、当年度の減額支給で回収できていない額（戻入未済額。42,000円）の調定を上げ、以降は市が債権として管理
- エ 2年度目の国庫負担金対象事業費は、本人への支給額から調定額（42,000円）を控除
- オ 2年度目の5月までの本人への支給額は、本来の額（100,000円）
- カ 2年度目以降、市は、調定額（42,000円）を本人から回収する。（ただし、現行と比較するため、移転後の債権（36,000円）が回収できなかった場合を後述（(3)-②）のイメージ図にしている。）
- キ 債権が時効により消滅した際には、回収できなかった額を不納欠損処理するとともに、当該金額を国庫負担金対象事業費に加える

### (3) 上記(1)、(2)のイメージ図

#### ① 保護費の支給を継続している場合（上記(1)の場合）

			〔これまでの方法〕	〔国が示す本来の方法〕		
			保護費 支給額	保護費 支給額 a	本人から の返還額 b	実質的な 受取額 a-b c
当年度	4月～9月（6月間）	各月	100,000	100,000		100,000
	10月～3月（6月間）	各月	97,000	97,000		97,000
	小計 ア		1,182,000	1,182,000		1,182,000
	国庫負担金対象事業費※1 イ		1,182,000	1,182,000		
2年度目	戻入未済額を調定 ウ			42,000		
	4月～3月（12月間）	各月	97,000	100,000	3,000	97,000
	小計 エ		1,164,000	1,200,000	36,000	1,164,000
	国庫負担金対象事業費エ-ウ オ		1,164,000	1,158,000		
3年度目	4月～5月（2月間）	各月	97,000	100,000	3,000	97,000
	6月～3月（10月間）	各月	100,000	100,000		100,000
	小計 カ		1,194,000	1,200,000	6,000	1,194,000
	国庫負担金対象事業費 キ		1,194,000	1,200,000		1,200,000
3年間合計						
保護費支給額 合計 ア+エ+カ			3,540,000	3,582,000	42,000	3,540,000
国庫負担金対象事業費 合計 イ+オ+キ			3,540,000	3,540,000		

結果的に、国庫負担金対象事業費は一致

② 保護費の支給を廃止した場合（上記(2)の場合）

〔これまでの方法〕

〔国が示す本来の方法〕

		保護費 支給額	保護費 支給額 a	本人から の返還額 b	実質的な 受取額 a-b c
当年度	4月～9月（6月間） 各月	100,000	100,000		100,000
	10月～3月（6月間） 各月	97,000	97,000		97,000
	小計 ア	1,182,000	1,182,000		1,182,000
	国庫負担金対象事業費 イ	1,182,000	1,182,000		
2年度目	戻入未済額を調定 ウ		42,000		
	4月～5月（2月間） 各月	97,000	100,000	3,000	97,000
	6月～3月（10月間） 各月	0	0		0
	小計 エ	194,000	200,000	6,000	194,000
	国庫負担金対象事業費エ+ウ オ	194,000	158,000		
・・・					
時効後	不納欠損処理		36,000		
	国庫負担金対象事業費 カ※2		36,000		
合計					
保護費支給額 合計 ア+エ		1,376,000	1,382,000	6,000	1,376,000
国庫負担金対象事業費 合計イ+オ+カ		1,376,000	1,376,000		

結果的に、国庫負担金対象事業費は一致

→ このように考えてしまったことが、事務の見直しを先送りしてしまった要因の一つ

※1 「国庫負担金対象事業費」は、国に対して請求する国庫負担金のベースになる額のこと。この3/4が国庫負担金として国から交付される。

〔国庫負担金対象事業費〕＝保護費等の額－返還金等の調定額＋不納欠損額

〔国庫負担金の交付額〕＝国庫負担金対象事業費×国庫負担率3/4

※2 「国庫負担金対象事業費 カ」として国に認めてもらうことができるのは、督促や納付指導等の債権管理が十分に行われていた場合に限られており、本市では、例年、不納欠損額の50%～60%が認められている。今後は、債権管理業務の強化により、この割合の向上に取り組む必要がある。

## 2 令和7年3月議会以降の対応

先の文教厚生委員会で指摘されたことなどを踏まえ、3月議会以降、次の3点について調査・検討を行った。

### (1) これまでの経緯の確認

現職を含め、福祉事務所長、生活福祉第一課（以下「第一課」という。）及び生活福祉第二課（以下「第二課」という。）に在職した管理職職員16人、並びに、国費の請求事務を行っている第一課管理係（以下「管理係」という。）の係長3人（ヒアリング対象者は、別紙1のとおり）に対して、別紙2の事項についてヒアリングを行い、職員の認識の確認及び、今回の事案が発生した原因究明を図った。

なお、ヒアリング対象の管理職は、再任用を含め現時点で徳島市役所に在籍しているのが平成27年度以降の者であることから、平成27年度以降の者とした。また、関係職員へのヒアリングは、健康福祉部長と、健康福祉部副部長又は福祉事務所長、さらに公平性の確保や証言者に過度な心理的負担を与えないため総務部コンプライアンス推進室長に協力を依頼し、3人で行った。

### (2) 過大請求額の精査と適正な国庫負担金の実績報告

令和元年度以降の国庫負担金について、過大請求額を再度調査し、令和5年度までの5年間分を、令和7年7月に、県を通じて国に報告することとしている。

また、今回、再度調査した過大請求額に関する対象費用額を調定するとともに、この額を国庫負担金の対象費用額から控除するなど、令和6年度分の国庫負担金の請求から、国が示している事務手続きに変更している。

なお、今回の事案については、令和7年3月に、県を通じて国へ報告しているが、今回の報告もあわせ、現時点で、国・県から、指導等が行われていない。今後、国・県から指導等があった場合は、適切に対応する。

### (3) 今後の国庫負担金の請求

第一課及び第二課内で、適正な事務のあり方について職員間で情報を共有するとともに、今後は、毎年度、国が示している方法で国庫負担金の請求及び調定を行うこととしている。

### 3 これまでの経緯の確認

#### (1) ヒアリング結果

国庫負担金の請求事務は、管理係でシステムに入力されたデータを元に必要な書類の作成を行っていることから、各ケースワーカーが、管理係で行っている国庫負担金の請求方法までは知らない状況であった。

そうしたことから、各ケースワーカーは、基本的に、これまで本市が行ってきた国庫負担金の請求方法が、国が示す本来の方法と異なっていることを認識していない。

管理係では、人事異動に伴う事務の引継ぎの際に、今回の事案のことが引き継がれていたものの、管理職までの情報共有が乏しかった。

管理職の中には、今回の事案を見聞きすることのないまま異動した者もいた。(ヒアリング結果の概要は、別紙3のとおり。)

#### (2) 今回の事案が継続してしまった原因

国庫負担金の請求事務を担っていたのは管理係であるが、事務を適正な方法に改めるためには、管理係及び第一課と第二課のケースワーカーに新たな事務が発生する可能性があり、それぞれが慢性的に多忙であることから、有効な対策を検討することが出来なかった。

また、会計検査時以外で、今回の事案について、管理職を含めた課内で情報共有を図る場面が乏しかったことも、改善が進まなかった要因の一つと考えられる。

管理職については、そもそも今回の事案を認識していないものが存在している。また、今回の事案を認識していた管理職についても、事案の重大性の認識に欠けていたことや、適正な事務を行っている法第63条や法第78条の金額と比較して小額であること、現行のやり方でも、いつかは本来の国庫負担金対象事業費と一致すること、会計検査等の際に指摘されなかったことから、対策の検討を先送りしてしまった。

こうしたことから、今回の事案が続いてしまった主な原因は、次の2点と考えている。

1点目が、職員の制度の認識不足。2点目が、情報共有の不足、と考えている。

なお、今回ヒアリングした中では、平成27年度に今回の事案を認識していた職員がいるが、いつからこのような状態が続いていたのかを明確にすることは出来なかった。

#### 4 過大請求額の精査と適正な国庫負担金の実績報告

先の3月議会の文教厚生委員会で報告した、国庫負担金の過大請求額は概算であったため、今回、改めて、この額の精査を行っている。

方法としては、国庫負担金の請求方法が適切でなかった、保護費の支給を継続しながら支給額を減額しているケースや、死亡以外の事由により保護費の支給を廃止したケースについて、システムから抽出する方法を検討し、抽出された金額に問題がないか、被保護者の実態を一番熟知しているケースワーカーが確認することとした。

こうして、下の表1のとおり過大請求額を確定させた。また、対象費用額については調定を行うとともに、この調定額を、国庫負担金の対象費用額から控除するなど、令和6年度の国庫負担金の請求から、適正な事務に改めている。

また、令和6年度に発生した誤払い、過渡しの額については、令和7年度に調定するとともに、この調定額を、令和7年度の国庫負担金の対象費用額から控除することとしている。

〔表1 過大請求額等の内訳（令和元年度～令和5年度の5年間の合計）〕

（単位 千円）

	対象費用額（戻入未済額）	国庫負担金 3/4
金額	67,914	50,936
1年平均	13,583	10,187

〔表2 参考：令和7年3月13日の文教厚生委員会報告数値〕

（単位 千円）

	対象費用額（戻入未済額）	国庫負担金 3/4
金額	約 69,140	約 51,855
1年平均	約 13,828	約 10,371

注) 令和元年度～令和5年度の5年間の合計

## 5 今後の国庫負担金の請求

長年にわたり、今回の事案が解消できなかった大きな理由が、制度の認識不足と、情報共有の不足と考えていることから、ケースワーカーを含め、第一課及び第二課で、国庫負担金の適正な精算方法等について、情報共有を図っている。

また、次年度以降も、必要な調定を行うとともに、国が示している本来の方法で国庫負担金の請求を行うことが出来るように、事務の見直しを行っているところである。

さらに、国庫負担金の適正な請求を行うために必要となる調定額の算出方法については、効率的かつ確実に拾い出しができるよう、システム開発も検討することとしている。

なお、保護費の現年度分の支給額の減額によっても未返納となる額（戻入未済額）については、翌年度以降、本人から回収することになることから、納付書の発送準備を行うとともに、仮に、債権が時効となり不納欠損処理した場合でも、国庫負担金の交付対象となるように、先進事例も参考にしながら、債権管理の在り方を検討しているところである。

## 別紙1 ヒアリング対象者

在籍 年度	福祉事務 所長	第一課 課長	第二課 課長	第一課 課長補佐	第二課 課長補佐	管理係 係長
R6	H G	I G	L	O	P	S
R5	F	F	L	O	P	S
R4	E	E	K	N	L	S
R3	D	D	K	N	L	R
R2	D C B	D C B	K	I	L	R
R1	B	B	K	I	L	Q
H30	A	A	K	I	L	Q
H29	A	A	J	M	K	—
H28	A	A	J	M	K	—
H27	—	—	J	M	K	—

別紙2 ヒアリング用紙  
〔管理職ヒアリング用〕

聴取日時	相手方	聴取者
令和 年 日 自：午前・午後 時 分 至：午前・午後 時 分	役職 氏名 就任年度	

問1 「返納金の調定ができていない件」について聞いたことがありますか？

問2 (問1は) どのように知りましたか？

問3 何か対策をしましたか？ (対策をしなかった理由は何ですか？)

[別] 国から通知があった年度に在籍していた方への質問

Q 通知を受けて何か対応をしましたか？

(対応しなかった理由は何ですか？)

〔係長ヒアリング用〕

聴取日時	相手方	聴取者
令和 年 日 自：午前・午後 時 分 至：午前・午後 時 分	役職 氏名 就任年度	

問1 返納金について、調定の認識はありましたか？

問2 (問1は) どのように知りましたか？

問3 調定できていなかった理由は何ですか？

[別]国から通知があった年度に在籍していた方への質問

Q 通知を受けて何か対応をしましたか？

(対応しなかった理由は何ですか？)

### 別紙3 ヒアリング概要

〔管理職（平成27年度以降に在職した16人）〕

問1 「返納金の調定ができていない件」について聞いたことがありますか？

- ・聞いたことはない。(5人)
- ・聞いたことはある。(10人)
- ・調定が出来ていないことは知らない。返納できていない国費があることは聞いたことがある。(1人)

問2 (問1は)どのように知りましたか？

- ・令和4年の会検準備時に知った。
- ・令和7年2月に、部長と所長から聞いた。
- ・令和2年の会検準備時に係長から聞いて知った。
- ・平成27年の県監査時に聞いた。
- ・令和元年の県監査時に知った。
- ・令和元年に補佐から聞いた。令和4年の会検で管理係長等の説明を見聞きした。
- ・令和5年の決算審査概要聴取の準備時に管理係長から聞いて知った。

問3 何か対策をしましたか？(対策をしなかった理由は何ですか？)

- ・(令和4年の会検では)調定できるものは数字をあげて調定をする。それ以外のものは市の状況を説明することを協議して決めた。国庫負担金は遅れながらも現年で返しており、今の作業で問題ないと認識していた。会検でも指摘がなかったのでその流れを継続することになった。
- ・(令和7年2月に)県に報告することと数字を精査することを聞いた。
- ・政務監から解決方法の整理と、県へ報告について指示があった。
- ・会検には現状を説明し、指導を受けるしかないと話していたが、コロナで中止となった。管理係長とは話したが対策は進まなかった。その後の県監査でも指摘はなかった。
- ・何もしていない。63、78より小額であり、年度をまたいで必ずしなければならぬとは認識しておらず、そこまで大事とっていなかった。在任中に3回会検を受けたが指摘されなかったので問題ないと思っていた。
- ・(令和4年の会計準備時に)管理係から相談があった時に、受検に際しては、国に出来ていない旨をそのまま説明すれば良いと返事した。なお、63、78以外は現年度で返還していると認識していた。会検で調定の件は指摘されなかった。
- ・遠藤市長には令和2年1月20日に報告した。都築政務監には、政務監が再

任用時に返納金の調定ができていない件について話をした。

- ・令和元年に、所長に2回にわたり是正するよう伝えた。管理係長からは所長に言っていると聞いた。
- ・何もしていない。令和元年に補佐から聞いた時は軽いものと捉えていた。令和4年を含め会検等で指摘されなかった。
- ・所長と補佐とは話をした。対策はしていない。この件はタブー化されている認識であった。

#### [別] 国から通知があった年度に在籍していた方への質問

##### Q 通知を受けて何か対応をしましたか？

(対応しなかった理由は何ですか？)

- ・平成29年会検時にもこのような話はなかった。
- ・厚労省監査では調定の話はなかった。(通知は)書類を見ていない。
- ・令和5年の通知は見ていると思うが、覚えていない。
- ・調定に関する引継ぎはなかった。
- ・令和3年の厚労省監査でこの話はしていない。令和5年、6年の通知類は回覧等がきた記憶がない。
- ・令和5年、6年の通知類は知らなかった。

##### その他(会検対応はどのようにしたのか)

- ・生活福祉は初めて(の異動)だったので、会検の説明を係長から受けたが、内容は理解できていなかった。
- ・保護者からの返納金は現年度で戻していると説明を受け、あとは複数年で戻ってくると思っていた。当日は、死亡以外があるとは理解していなかった。
- ・死亡については(調定が)できるのならしておくこと。それ以外は出来ないのならそのまま出せという話をした。

## 〔管理系の係長（平成 30 年度以降に在職した 3 人）〕

### 問 1 返納金の認識

- ・担当の時には知らなかった。他の係員は本件を意識することはなかったと思う。総括する（管理）係長と（管理系の）債権管理の職員でないとわからないと思う。債権管理をしていたが、前例をやることで一杯で、変えていくまでは頭が回らなかった。
- ・ケースワーカー時代は、国・県からお金が出ている程度しか知らなかった。

### 問 2 認識に至る経緯

- ・前任の係長から調定ができていない分があると聞いた。上司が考える案件であり、後任にも引き継ぐよう言われた。
- ・前任から返納金の管理がうまくできておらず、以前から懸案になっていると聞いた。後任には懸案として引き継いだ。
- ・係長就任当時は、それまでに庶務の経験がなく、従前からの事務の流れに正しいか誤っているかの認識はなかった。2 年目になって徐々にわかってきたもので、死亡以外にも調定が必要と思うようになった。

### 問 3 会検対応

- ・会検時の課長との打ち合わせで、調定は、廃止ケースは適正にできているとぼんやりと説明すること、継続ケースは将来にわたり保護費から天引きすることで国費をもらい過ぎないようにしていることを説明し、深く聞かれた時は、死亡はできているが、転出などその他の廃止は調定出来ていないと正直に答えるよう指示を受けて臨んだ。
- ・死亡分の調定は第一課が処理したので、所長が死亡以外の廃止ケースを知っていたかはわからない。私から話したかは記憶が曖昧である。
- ・会検は（後任の）係長から意見等を求められたが、会検に向けて具体的に私から話をしたことはなかったと思う。
- ・会検は、着任したばかりで金銭の動きはわからなかった。債権の話は補佐と前々任の係長に相談し、また課長にも相談して「今拾い出せる分で回答しよう」となった。
- ・死亡分の調定作業は管理係で行った。会検の場には、私と前々任の係長が出席し、他の人は覚えていない。
- ・（会検では）市のやり方を説明した。ケースワーカーが交渉して分割で認定し、未来の保護費を引いていく。（その分は）国への請求はしていないと説明した。この時、検査官から追加で保護費をまとめた帳簿を見せるよう求められたことを覚えている。

#### 問4 調定未対応の理由

- ・管理係は慢性的な人員不足であり、対応できなかった。係では、上司が対応すべき重大案件として引き継いでいた。
- ・(是正案として) 個人的には返納が決定した時点で調定して収納し、最終は不納欠損とする方法を考えていたが、様々なケースがあり管理が難しいと思っていた。

#### 問5 国通知等への対応

- ・時期は覚えていないが通知を見て、補佐と話しをした。(この時、継続ケースの調定の必要性を認識した。)
- ・令和5年の通知は知らない。

#### 問6 その他(上司との協議等)

- ・当時の課長にこの件について、私から話をしたかは覚えていない。
- ・(上司との話は) システムの標準化に向けて整理が必要との話はした。ただ調定を焦点としたものではなく、債権管理や返納金以外の部分を含めての話であった。
- ・(管理係が行う様々な事務に関して) 集計処理は管理係の職員が行っており、他の係に確認することは、まずない。

